



## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第 30 回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和 4 年 4 月 28 日

広 域 防 災 局

### 【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 府県市民向け宣言（案）について

### [資 料]

- 別添 1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添 1-2 各府県の対処方針に基づく主な措置内容
- 別添 2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添 3 全国知事会緊急提言等
- 別添 4 府県市民向け宣言（案）
- 別添 5 感染再拡大に備えた実効性ある対策に関する提言



- 1 関西圏域における医療提供体制等の状況
- 2 感染者の措置状況
- 3 直近の感染者数
- 4 年齢別新規感染者数
- 5 第5波と第6波の新規感染者の状況

(参考1) 関西圏域における新規感染者数の推移

(参考2) 人口10万人に対する直近1週間の感染者数

※本資料では、新規陽性者数に疑似症患者を含めて算出。

1

## 1 関西圏域における医療提供体制等の状況（4月24日0:00時点）

	人口	確保病床 使用率	確保病床 使用率 【重症患者】	新規陽性者 (最近1週間)	新規陽性者の1週 間対比	PCR検査 陽性率 (最近1週間)	重症者数	自宅療養者数及び 療養等調整中の数 の合計値
単位	千人	%	%	対人口 10万人	前週比	%	人	対人口10万人
滋賀県	1,414	24.8	0.0	178.3	0.83	33.7	0	273.6
京都府	2,578	17.8	5.3	219.89	0.9	39.9	9	297.8
大阪府	8,838	24.3	18.1	237.9	0.81	19.1	265	357.1
兵庫県	5,465	22.4	7.7	197.4	0.77	42.7	11	224.6
奈良県	1,324	17.5 ※1	8.3 ※1	160.8	0.68	33.0	3	547.6
和歌山県	923	32.1	3.8	188.6	0.81	36.8	1	141.0
鳥取県	553	18.3	0.0	146.4	1.09	8.2	0	171.8
徳島県	720	9.9	0.0	78.3	0.86	19.1	0	75.8
関西計	21,815	22.6	14.8	207.4	0.81	25.1	289	300.7

※1 奈良県の確保病床使用率は運用病床数で算出。

2

## 2 感染者の措置状況（4月24日0:00時点）

区分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%	
全療養者		4,093	8,093	33999	13,148	7,601	1,573	1,101	648	70,256	100.0	
内訳	入院	重症	0 ※2	30 ※3	11	3	1	0	0	47	0.1	
		中等症以下	108	165	935	332	88	191	42	26	1,887	2.7
	自宅療養		3,762	7,677	24051	11,370	7,250 ※4	1,301 ※4	845	546	56,802	80.8
	宿泊療養		116	249	1574 ※3	360	260	80	109	76	2,824	4
	調整中		107	0	7409	1,075	0	0	105	0	8,696	12.4

※2 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

※3 大阪府における重症者の定義は、「重症病床におけるICU入室・人工呼吸器装着・ECMO使用」のいずれかに該当する者

（国定義におけるHCU等入室者は含めない）。また、宿泊療養者数に臨時医療施設「大規模医療・療養センター」入所者10人を含む。

※4 奈良県、和歌山県における自宅療養は入院待機中を含む。

3

## 3 直近の感染者数（公表日ベース）

区分		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	
R3	8/2(月)	55	120	448	165	35	40	14	11	888	緊急事態宣言(大阪)
	8/20(金)	210	548	2,586	903	190	90	22	28	4,577	緊急事態宣言(京都・兵庫)
	9/13(月)	32	99	452	191	41	9	2	13	839	緊急事態宣言延長
	10/1(金)	20	35	241	83	11	9	3	3	405	緊急事態宣言解除
R4	1/27(木)	763	1,726	9,711	4,297	934	490	139	141	18,201	まん延防止等重点措置 (京都・大阪・兵庫)
	2/5(土)	971	2,649	12,302	5,847	1,028	552	103	184	23,636	まん延防止等重点措置 (和歌山)
	2/21(月)	725	1,386	4,702	2,494	928	267	116	228	10,846	まん延防止等重点措置延長
	3/7(月)	493	761	2,037	1,360	584	172	56	164	5,627	まん延防止等重点措置再延長 (和歌山は措置解除)
	3/22(火)	180	226	998	629	189	78	77	68	2491	まん延防止等重点措置解除
	4/22(金)	392	891	2846	1679	280	212	121	79	6500	
	4/23(土)	300	900	3113	1504	266	253	130	85	6551	
	4/24(日)	356	841	2733	1438	262	205	113	72	6020	
4/25(月)	196	586	963	706	210	147	96	56	2960		

(報道資料を基に作成)

4

## 4 年齢別新規感染者数 (R4.4.13～R4.4.19)

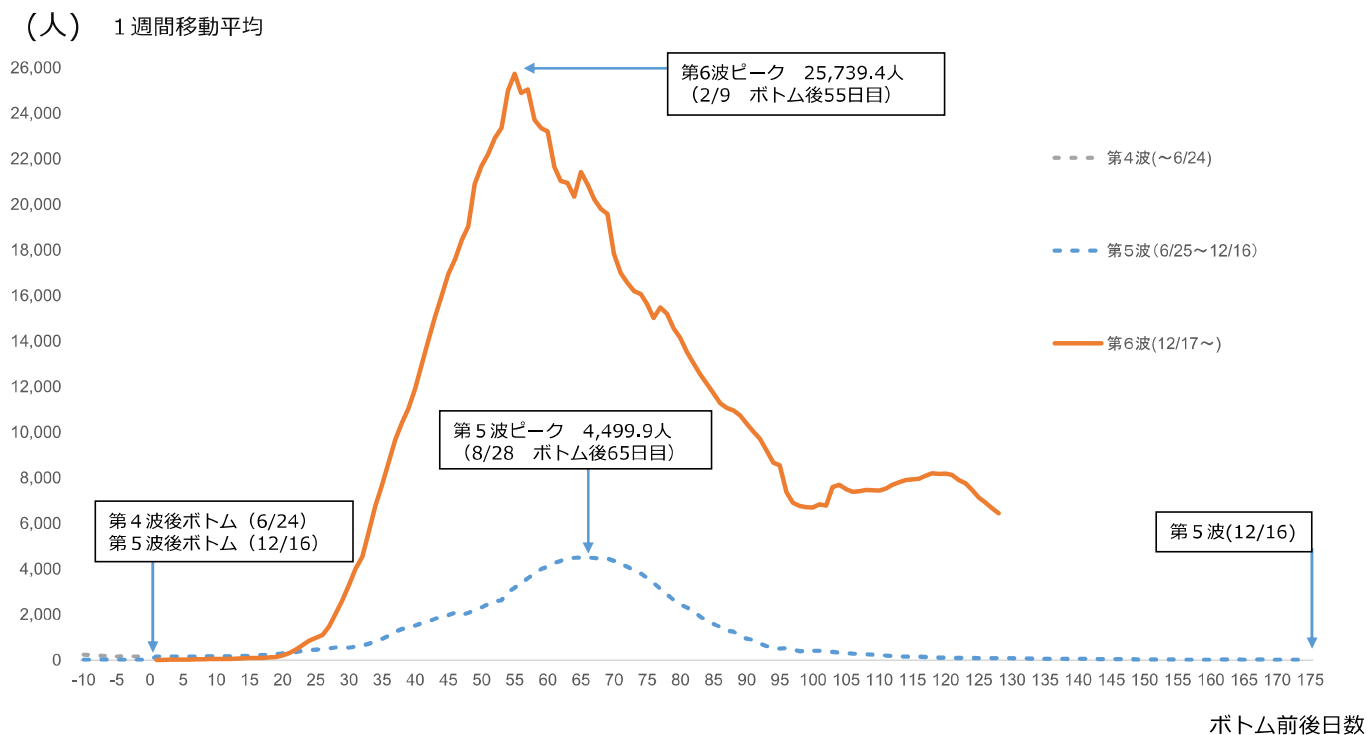
区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	関西計	%
10歳未満	568	1,113	3,522	1,145	478	320	136	128	7,410	17.3
10代	460	1,020	3,410	1,215	414	243	129	92	6,983	16.4
20代	355	911	4,051	1,088	297	178	73	66	7,019	16.4
30代	407	848	3,820	1,074	370	281	90	113	7,003	16.4
40代	380	829	3,281	1,059	325	215	108	105	6,302	14.8
50代	176	495	2,171	680	200	134	63	42	3,961	9.3
60代	92	232	836	266	93	87	33	51	1,690	4.0
70代	58	132	590	195	68	55	4	23	1,125	2.6
80代	35	108	426	146	41	23	9	10	798	1.9
90代以上	15	50	161	98	25	15	4	4	372	0.9
計	2,546	5,738	22,268	6,966	2,311	1,551	649	634	42,663	100.0

※ 年代不明・非公表等の人数は含まれない。

※ 厚労省公表資料では、個人情報保護の観点から原則4人以下の項目は非公表であるが、割合算出のため「2」として計上。  
(厚生労働省公表資料を基に作成)

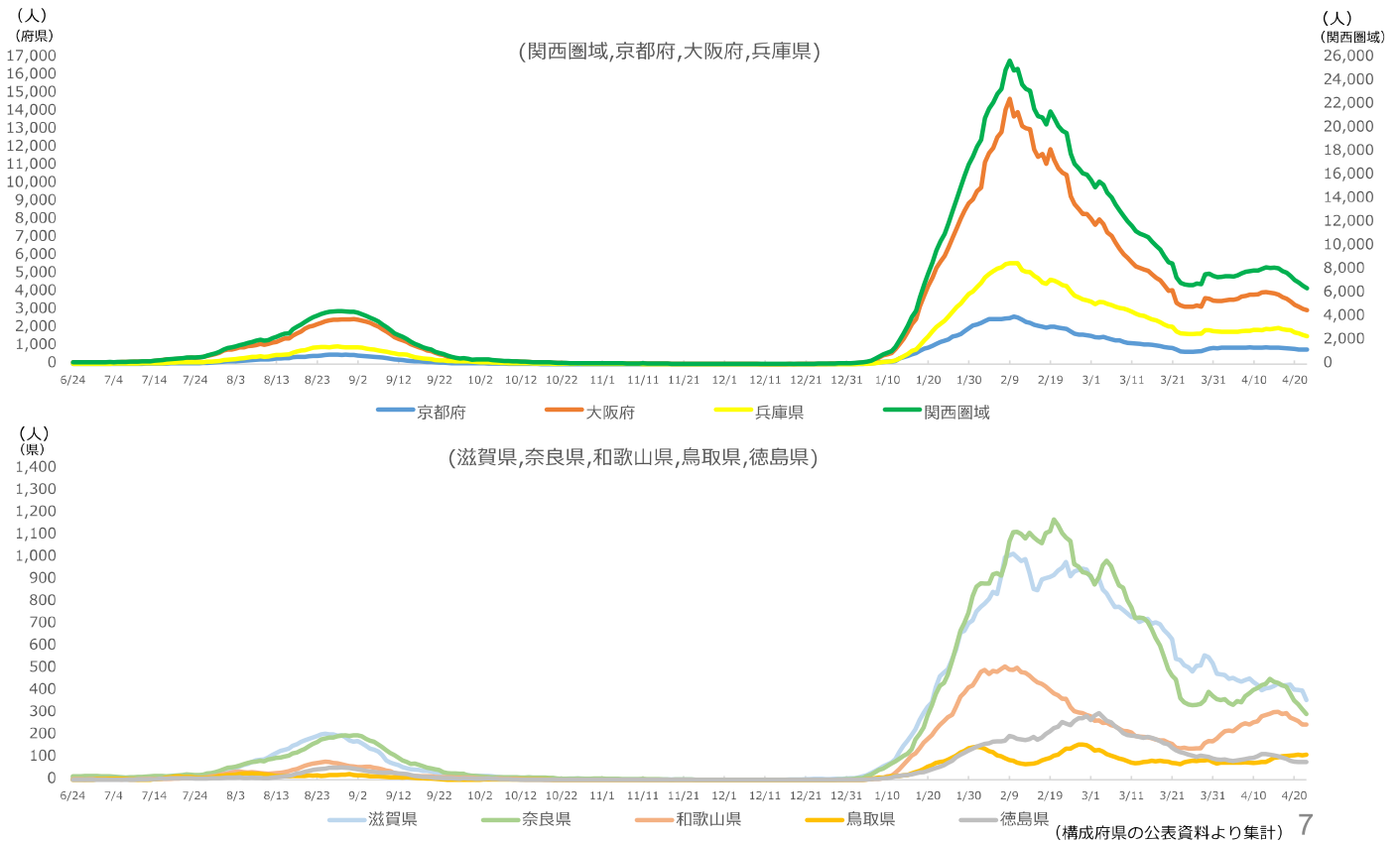
5

## 5 第5波と第6波の新規感染者の状況

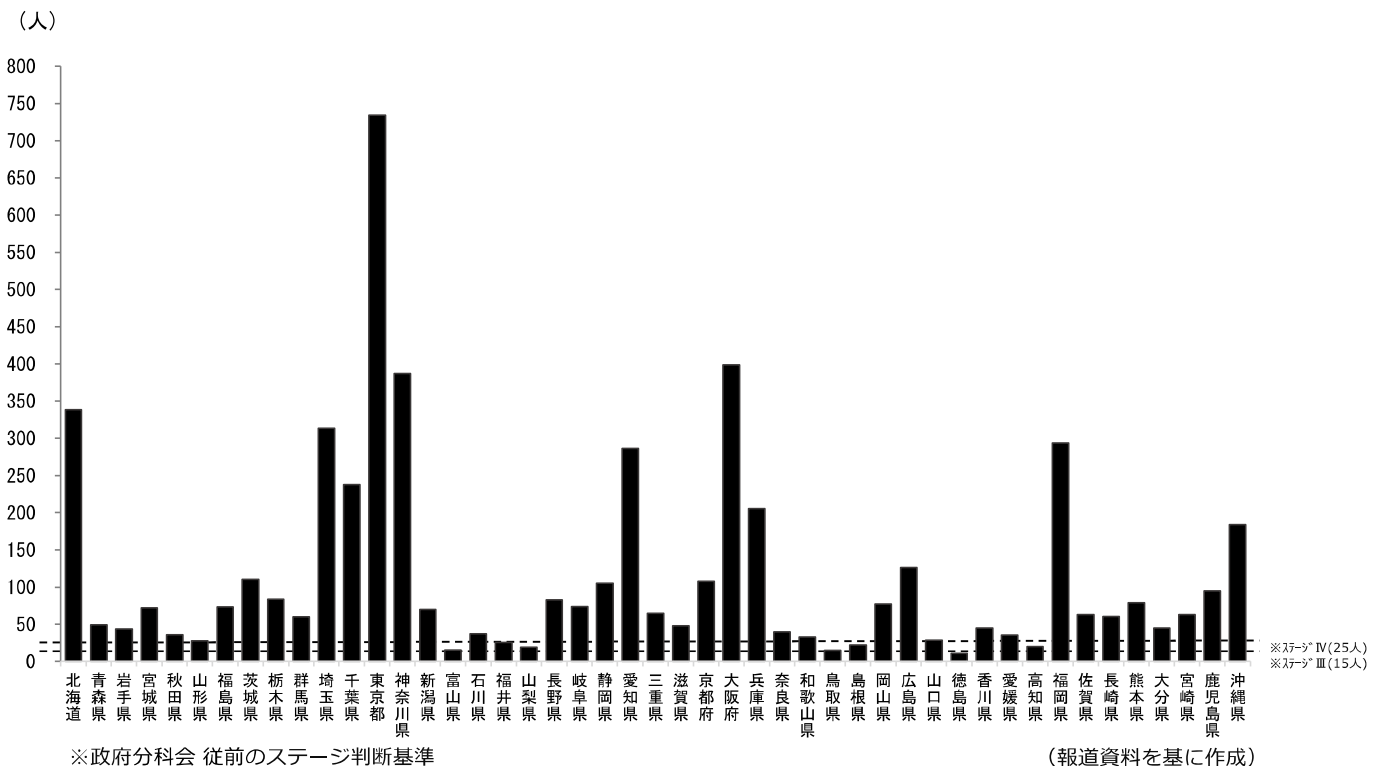


6

## (参考1) 関西圏域における新規感染者数の推移 (R3.6.24～、1週間移動平均)



## (参考2) 人口10万人に対する直近1週間の感染者数(4/17～4/23)



各府県の対処方針に基づく主な措置内容（4月24日時点）

別添 1-2

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出は慎重に判断する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行、帰省等の移動や、人が集まる場所では、混雑状況に気を付け、基本的な感染対策等、感染リスクを回避する行動をとる</li> <li>・高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場所への外出を控える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者及び同居家族等日常的に接する方は、感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出時には混雑している場所や時間を避けて少人数での行動を要請</li> <li>・店舗の店先・路上・公園等での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出時には、感染防止策を徹底し、十分用心する</li> <li>・ふだん同居していないメンバーとの活動は、交通機関や車による移動でも注意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な生活・安全な外出を心がける</li> <li>・県外へ外出する場合は、行き先の自治体の要請に沿って行動するとともに、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策の徹底、感染リスクの回避、感染対策が徹底された飲食店の利用</li> <li>・県外先の自治体の要請や情報を踏まえた行動をするとともに、帰県後は無料検査を積極的に受ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外から県内に移動される場合は、本県が用意している「事前PCR検査」や、居住地の一般検査など、無料の検査制度を積極的に活用</li> </ul>
イベントの開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準に準ずる</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準に準ずる</li> <li>・業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準に準ずる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準に準ずる</li> <li>・ガイドラインや感染防止安全計画に沿った感染防止対策を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>
施設の 使用制限	飲食店 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施</li> <li>・会食は認証店舗を利用するなど、感染対策を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食時には「きょうとマナー」を守る</li> <li>・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用する</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食時の「きょうとマナー」</li> <li>・適切なアクリル板や換気設備のあるお店で！</li> <li>・会話の時はマスクを着用！</li> <li>・食事前、退店時には手指消毒を！</li> <li>・お店では大声で話さないでください！</li> <li>・2時間、同一テーブル4人までを目安に！</li> </ul>	<p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一テーブル4人以内を要請(全員検査による陰性確認で5人以上も可)</li> </ul> <p>[認証店舗以外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一グループ・同一テーブル4人以内要請(5人以上不可)</li> </ul> <p>[全ての店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対し、2時間程度以内の利用、マスク会食の徹底を求めること</li> <li>・カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底</li> </ul>	<p>[第三者認証店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一テーブル4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食の協力依頼</li> </ul> <p>[認証店舗以外]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一グループ4人以内、短時間(2時間程度以内)での飲食を要請</li> <li>・酒類提供の場合は「一定の要件」を満たすこと</li> <li>・「新型コロナ対策適正店認証」取得の推奨</li> </ul> <p>[全ての店舗]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食以外の会話時のマスク着用の徹底を要請</li> <li>・利用者の密の回避、手指消毒設備の設置、換気の確保など業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請</li> <li>・カラオケ施設利用の場合は、利用者の密の回避、換気の確保など、感染対策の徹底を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気・マスク着用・飛沫防止措置をお願い</li> <li>・第三者認証制度の推進</li> <li>・業種別ガイドラインを遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守</li> <li>・飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意</li> <li>・イベントや催物を行う場合は気をつけて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施</li> <li>・とくしまコロナお知らせシステムの活用</li> <li>・「コロナ対策三ツ星店」の積極的利用を推奨</li> </ul>
	飲食店以外の施設 ・商業施設 ・サービス業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集客施設や宿泊施設等の管理者は業種別ガイドラインを徹底し、混雑時の入場整理等を行い、利用者に感染対策の協力をよびかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでにクラスターが発生しているような施設や3密のある施設は、適切な入場整理等(人数管理、人数制限、誘導等)の実施</li> <li>・感染防止対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、飛沫防止措置等の感染対策の実施を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業施設の自己認証制度の推進</li> <li>・業種別ガイドラインを遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守</li> <li>・イベントや催物を行う場合は気をつけて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、感染予防対策を十分に実施</li> </ul>
学校、大学等	<p>[県立学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科等における「感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動」については実施しない</li> <li>・部活動は、各教科等における活動の制限に準じ、感染リスクの高い活動は控える</li> <li>・修学旅行は感染防止対策を最優先とし、訪問地との状況把握を行ったうえで適切に判断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守る</li> <li>・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、発熱等の症状がある場合は登校登園を控える</li> <li>・ワクチン接種を希望する方が接種に行ける環境を整える</li> </ul>	<p>[大学等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底</li> <li>・旅行や自宅・友人宅での飲み会、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動(合宿等)や前後の会食における感染防止対策の徹底</li> </ul>	<p>[県立学校]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春期休業期間中においても十分な感染対策を実施</li> <li>・宿泊を伴う活動は、感染防止対策の取られている宿泊施設を利用(学校での宿泊は行わないこと)</li> <li>・入学式等の行事についても、基本的な感染対策の徹底と開催方式の工夫の促進</li> <li>・春期休業期間も活用した教職員のワクチン追加接種の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高等学校、保育施設等では、濃厚接触とならないような活動を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・教育現場での感染予防対策の徹底</li> <li>・部活は、練習試合や合同練習等は慎重に行うこと、県内外を問わず、感染リスクが高い区域の学校とは、特に注意すること</li> <li>・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動</li> <li>・屋内での活動は、マスク着用や換気などの感染予防対策を徹底すること</li> <li>・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面も注意</li> <li>・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクの高い教育活動(合唱等)は中止</li> <li>・学校行事は、感染防止対策を徹底の上実施</li> <li>・部活動は各競技団体が定める感染症対策ガイドライン等の遵守を徹底の上実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学・高校の部活動は活動内容等を精選し、平日2時間以内、休日3時間以内で活動可能</li> <li>・部活動を実施する際は、「部活動顧問用チェックリスト」や、特に感染リスクの高い屋内運動部活動については「屋内運動部活動における感染拡大防止チェックリスト」を活用し、感染防止対策の確認を徹底</li> <li>・部活動において陽性者が発生した場合等は、陽性者の早期把握のため、部員に対し抗原検査を実施</li> <li>・大学等からの要請に基づく「抗原定性検査キット」の配布</li> </ul>

各府県の対処方針に基づく主な措置内容（4月24日時点）

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク・時差出勤の積極的な活用など職場での感染対策を徹底</li> <li>多数の職員が濃厚接触者、陽性者となった場合のBCP(業務継続計画)の点検・策定を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> <li>在宅勤務等、人との接触を低減する取組の推進</li> <li>職場の感染対策を再点検し、居場所の切り替わりでの注意喚起を徹底</li> <li>ワクチン接種を希望する方が接種に行ける環境を整える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークの活用、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を進めること</li> <li>重症化リスクのある従業員等への就業上の配慮</li> <li>業種別ガイドラインの遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅勤務(テレワーク)取組の協力依頼</li> <li>感染防止取組の徹底及び事業継続計画の取組の要請</li> <li>業種別ガイドライン等の実践</li> <li>重症化リスクのある労働者等への就業上の配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止策の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続計画の再点検及び早期策定の推進</li> <li>在宅勤務を積極的に活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続計画の再点検及び早期策定の推進</li> <li>テレワークや時差出勤・交代勤務の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初は新規入職や職場異動等により、人の入れ替わりが生じるため、職員は積極的に検査を受検</li> <li>ワクチン追加接種を早期に受けられるような職場環境の構築</li> </ul>
若年層のワクチン接種率向上への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>県HPやYouTubeで若年層向けにワクチン接種の解説動画やパンフレットを掲載</li> <li>県の広域ワクチン接種会場で、10歳代から20歳代の若年層の接種を促進するため、「学生・若者枠(18歳～29歳)」を新たに設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都タワー会場において、大学・企業等の団体接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30代以下の府民をターゲットに、SNS等を活用した広報・啓発を実施</li> <li>大学等を対象とした府大規模接種会場での団体接種を新たに実施。参加大学を府HPで公表</li> <li>経済団体を通じ、企業に若年層をはじめ従業員等の接種促進に向けた協力を働きかけるとともに、協力企業を府HPで公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発</li> <li>県大規模接種会場における予約なし接種を実施し、付近の大学等に、取組等の広報活動を実施</li> <li>状況に応じて接種会場付近の大学前から接種会場への巡回送迎シャトルバスの運行を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレビCMやYouTubeでの動画配信、県立大学等における動画CM放映、県の職域ワクチンを活用した大学生向け接種</li> <li>県外在住者の内、県内への通勤・通学者も広域接種会場での接種対象に加えたほか、当日予約も実施。さらに、大学、企業等からの団体予約も受付開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12～17歳向けの集団接種をショッピングモールで実施予定(市主催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新成人へのプレゼントキャンペーンを展開</li> <li>大学生などを対象とした県営会場への送迎支援や就職活動中の学生を対象とするプレゼントキャンペーン等を検討中</li> <li>予約なし接種の実施</li> <li>妊婦・若年層とその同居家族への優先枠を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンに関する疑問を持つ高校生からの質問に、医師や接種を終えた看護学生が答える動画を作成し、県庁舎や市町村、SNS等で発信</li> </ul>

## 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和4年4月28日  
広域医療局

## 1. ワクチン追加接種の状況

(4月21日時点)

府縣市名	追加接種		1回目接種 (参考)	2回目接種 (参考)
	接種回数	接種率	接種率	接種率
滋賀県	686,595	48.39%	80.41%	79.60%
京都府	1,181,473	46.69%	78.98%	78.32%
京都市	(637,485)	45.51%	77.70%	77.05%
大阪府	3,904,703	44.17%	77.45%	76.83%
大阪市	(1,078,602)	39.37%	75.20%	74.56%
堺市	(395,963)	47.62%	78.07%	77.46%
兵庫県	2,649,887	47.97%	79.43%	78.79%
神戸市	(696,385)	45.61%	78.71%	78.03%
和歌山県	511,367	54.15%	78.89%	78.34%
鳥取県	287,838	51.70%	79.25%	78.38%
徳島県	397,071	54.03%	80.82%	80.15%
計	9,618,934	46.81%	78.61%	77.96%

(参考)

奈良県	693,407	51.56%	80.53%	79.94%
-----	---------	--------	--------	--------

〔出典〕 ワクチン接種状況ダッシュボード（VRS）

※厚生労働省からの提供資料（4月21日時点）より作成

## 2. 検査実績

[ ]内……人口10万人当たり検査実績

府県市名	3/14~3/20		3/21~3/27		3/28~4/3	
滋賀県	1,025件/日	[72件/日]	751件/日	[53件/日]	1,077件/日	[76件/日]
京都府	2,259件/日	[89件/日]	1,655件/日	[65件/日]	2,532件/日	[100件/日]
京都市	(5,649件/日)	[403件/日]	(5,262件/日)	[376件/日]	(5,219件/日)	[373件/日]
大阪府	12,553件/日	[142件/日]	10,058件/日	[114件/日]	14,078件/日	[159件/日]
大阪市	(5,953件/日)	[217件/日]	(4,812件/日)	[176件/日]	(4,881件/日)	[178件/日]
堺市	(492件/日)	[59件/日]	(404件/日)	[49件/日]	(523件/日)	[63件/日]
兵庫県	3,336件/日	[60件/日]	2,665件/日	[48件/日]	3,594件/日	[65件/日]
神戸市	(1,412件/日)	[92件/日]	(1,020件/日)	[67件/日]	(966件/日)	[63件/日]
和歌山県	939件/日	[99件/日]	702件/日	[74件/日]	888件/日	[94件/日]
鳥取県	557件/日	[100件/日]	629件/日	[113件/日]	790件/日	[142件/日]
徳島県	640件/日	[87件/日]	406件/日	[55件/日]	633件/日	[86件/日]
計	34,815件/日	[169件/日]	28,364件/日	[138件/日]	35,181件/日	[171件/日]

※京都市検査実績については、別途実施している「高齢者施設における重点検査」が含まれる。

(参考)

奈良県	890件/日	[66件/日]	744件/日	[55件/日]	1,298件/日	[96件/日]
-----	--------	---------	--------	---------	----------	---------

〔出典〕厚生労働省「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」〔府県〕

各市回答データ〔市〕

令和3年1月1日住民基本台帳人口（人口10万人当たり検査実績算定）

## 3. 療養状況等及び入院患者受入病床数等

(4月6日時点)

府県市名	【入院】				【宿泊療養】	
	使用病床数 / 確保病床数		うち重症者用		使用居室数 / 確保居室数	
		[使用率]				[使用率]
滋賀県	130床 / 503床	[25.8%]	4床 / 52床	[7.7%]	123室 / 677室	[18.2%]
京都府	219床 / 960床	[22.8%]	8床 / 171床	[4.7%]	263室 / 1,126室	[23.4%]
大阪府	1,009床 / 3,915床	[25.8%]	284床 / 1,404床	[20.2%]	1,826室 / 11,216室	[16.3%]
兵庫県	363床 / 1,529床	[23.7%]	15床 / 142床	[10.6%]	381室 / 2,411室	[15.8%]
和歌山県	194床 / 598床	[32.4%]	0床 / 26床	[0.0%]	112室 / 178室	[62.9%]
鳥取県	47床 / 350床	[13.4%]	0床 / 47床	[0.0%]	74室 / 459室	[16.1%]
徳島県	31床 / 263床	[11.8%]	2床 / 25床	[8.0%]	91室 / 500室	[18.2%]
計	1,993床 / 8,118床	[24.6%]	313床 / 1,867床	[16.8%]	2,870室 / 16,567室	[17.3%]

(参考)

奈良県	132床 / 516床	[25.6%]	7床 / 34床	[20.6%]	251室 / 1,083室	[23.2%]
-----	-------------	---------	----------	---------	---------------	---------

〔出典〕厚生労働省「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査」

【参考1】小児（5～11歳）へのワクチン接種の状況

（4月21日時点）

府県市	1回目			実施箇所数 (箇所) ※予定を含む	各府県市における取組状況
	接種回数	対象者数 (人)	接種率		
滋賀県	8,968	95,355	9.40%	114	・地域の医療機関での接種が困難とされた小児に対する接種体制を構築した。
京都府	9,731	144,947	6.71%	115	・医療関係団体に対し、小児へのワクチン接種の協力要請を実施 ・医療従事者の派遣による接種体制整備の支援
京都市	2,852	75,378	3.78%	約105 (予定を除く数字)	・接種券のお届け〔2月28日：9歳～11歳、3月4日：5歳～8歳〕 ・接種が推奨されている重症化リスクの高い基礎疾患を有する小児の優先接種を実施〔優先接種期間：3月7日～3月18日〕 ・接種を希望される全ての小児への接種を実施〔3月19日以降〕 ・本市が設置する集団接種会場での接種を実施〔3月20日以降〕 ・小児への個別接種を行う医療機関への支援金の支給
大阪府	25,597	504,804	5.07%	約750	・看護師が常駐する専門相談窓口を24時間体制で設置 ・かかりつけ医等での対応が困難な場合における専門的な医療機関での診療体制を整備 ・医師会等に対し小児へのワクチン接種の協力要請を実施
大阪市	4,979	140,193	3.55%	約300	小児科もしくは小児の診察を行う医療機関で接種を行っている。3月10日から接種開始。
堺市	1,931	50,434	3.83%	63	・対象者へ、3月4日に接種券を発送。 ・個別接種会場（医療機関）は、3月9日以降、準備が整った医療機関から予約・接種を順次開始。 ・集団接種会場（医療機関）は、3月10日から予約受付、3月14日から接種開始。 ・5月1日から、集団接種会場1か所で小児接種を実施。
兵庫県	23,004	332,264	6.92%	約390	・市町を越えた広域的な接種体制を構築 ・小児の感染状況やワクチンの効果や安全性、副反応に関して、専門家の説明動画を発信
神戸市	5,503	88,659	6.21%	個別医療機関 市内161か所	・こども向け専用窓口（こども健康相談窓口）の設置
和歌山県	4,246	52,405	8.10%	73	・小児科医の人的資源が乏しい市町村については広域的な接種体制を構築した。
鳥取県	4,606	33,649	13.69%	75	・県内の医療機関に対する説明会を実施し、協力を呼びかけた。また県内3圏域で小児の広域接種を実施することとなり県内の小児接種体制が整った。 ・小児接種の勧奨、啓発のため、市町村に文書で協力を呼びかけるとともに、県でチラシを作成し、医療機関や学校等に配布するほか、TVCMやインフォマーシャルを作成し様々なメディアを通じて発信している。
徳島県	5,474	40,424	13.54%	63	市町村域を越えて接種できる「広域接種体制」を構築し、予約についても統一したコールセンターとウェブサイトから申し込みができるようにしている。
奈良県	6,255	77,170	8.11%	99 (個別接種 73) (集団接種 26)	・接種を希望する小児の身体状況等に応じて接種する体制を構築した。

〔出典〕各府県市からの回答

ワクチン接種状況ダッシュボード（VRS）

※厚生労働省からの提供資料（4月21日時点）より作成

【参考2】12～17歳へのワクチン追加接種の状況

(4月21日時点)

府県市	3回目			各府県市における取組状況
	接種回数	対象者数 (人)	接種率	
滋賀県	1,178	85,327	1.38%	・接種体制の構築状況の把握
京都府	1,367	135,373	1.01%	・接種体制の構築状況の把握 ・医療従事者の派遣による接種体制整備の支援
京都市	598	69,903	0.86%	・令和4年4月14日から対象となる方へ順次、接種券をお届けし、市内の医療機関で接種開始 ・4月29日から集団接種会場での接種を開始予定
大阪府	4,621	466,717	0.99%	・看護師が常駐する専門相談窓口を24時間体制で設置 ・かかりつけ医等での対応が困難な場合における専門的な医療機関での診療体制を整備 ・若年層の接種促進に向けた広報啓発の集中取組
大阪市	—	123,566	—	・接種対象者へ4月22日に接種券を発送予定。 ・個別接種会場では、準備が整った医療機関より予約・接種を順次開始。 ・集団接種会場では、4月26日から予約、4月29日から接種開始。
堺市	370	47,482	0.78%	・4月8日に、接種券を対象者へ発送。個別接種会場（医療機関）は準備が整い次第、順次接種開始。集団接種会場（医療機関）は、4月11日から予約受付開始。
兵庫県	4,546	303,839	1.50%	・若年層向けインターネット広告を作成し、追加接種について啓発している
神戸市	679	80,778	0.84%	・接種場所 個別接種医療機関（約830医療機関） 集団接種会場（市役所24階） ・子ども向け専用窓口（子ども健康相談窓口）の設置 ・市役所24階会場の12歳～17歳専用予約枠を設定※約5,000枠（6月末まで（予定）） ・市役所24階会場での「接種券なし接種」の実施
和歌山県	615	49,020	1.25%	・対象年齢者向けの集団接種（市主催）をショッピングモールで実施予定
鳥取県	515	30,301	1.70%	・接種の啓発のため、インターネット広告やチラシを作成し様々なメディアを通じて発信している。また、各市町村のファイザー社製ワクチンの過不足数の調査により、市町村間の融通の調整を実施している。 ・今後、教育委員会とも連携して、引き続き接種勧奨に努めていく。
徳島県	727	37,306	1.95%	・希望する者への接種を速やかかつ円滑に行えるよう、県・市町村実務者会議を開催し、接種体制の確保、接種券の発送準備、ワクチンの過不足状況を共有 ・必要に応じて、県が市町村間のワクチンの融通調整を実施
奈良県	1,574	73,772	2.13%	・接種見込み者数とファイザー社製ワクチンの各市町村の在庫量について照会。必要な量の約8割が確保できる見込みであるが、在庫量に偏りがあるため、今後、必要に応じて調整予定。

〔出典〕各府県市からの回答

ワクチン接種状況ダッシュボード（VRS）

※厚生労働省からの提供資料（4月21日時点）より作成

## 新型コロナウイルス対策に係る全国知事会の動き等

### (3/31 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部提言)

別添 3-① 12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチン 3 回目接種に向けたファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言

### (4/4 後藤 厚生労働大臣 意見交換)

別添 3-② まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言【抜粋】

別添 3-③ まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言

別添 3-④ 感染再拡大防止に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！（3/23 公表版）

○ 12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチン 3 回目接種に向けたファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言

### (4/6～ 全国知事会提言)

別添 3-⑤ 原油価格・物価高騰等総合緊急対策に向けた提言

### (4/7 山際 国務大臣 意見交換)

○ まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言【抜粋】

○ まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言

○ 感染再拡大防止に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！（3/23 公表版）

### (4/7 金子 総務大臣 意見交換)

○ 12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチン 3 回目接種に向けたファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言

○ まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言

○ 感染再拡大防止に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！（3/23 公表版）

### (4/7 松野 内閣官房長官 意見交換)

○ 12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチン 3 回目接種に向けたファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言

○ まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言【抜粋】

○ まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言

○ 感染再拡大防止に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！（3/23 公表版）

### (4/7 全国知事会長等コメント)

別添 3-⑥ 高齢者施設への補助金拡充措置の全国展開等を受けて

### (4/26 第 36 回新型コロナウイルス緊急対策本部会議)

別添 3-⑦ 感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言

別添 3-⑧ 感染再拡大防止に向けて基本的な感染対策の徹底をお願いします！（4/26 公表版）

-----  
 <参考：国の分科会等関係>

○4/8 第 15 回新型コロナウイルス感染症対策分科会

○4/27 第 16 回新型コロナウイルス感染症対策分科会



## 12 歳以上 17 歳以下の者への新型コロナワクチン 3 回目接種に向けた ファイザー社製ワクチンの確保に関する緊急提言

全国知事会では、18 歳以上の希望する者への 3 回目接種を推進するに当たり、国民のモデルナ社製ワクチンへの不安等から、ファイザー社製ワクチンの更なる確保を継続して要請してきたところである。

こうした中、3 月 1 日付け厚生労働省事務連絡において、ファイザー社製ワクチンの追加配分が示されたことから、各都道府県では 4 月以降に配送される分も含めて速やかに配分計画を見直し、市町村に示していた。

しかしながら、3 月 11 日付け厚生労働省事務連絡において、12 歳以上 17 歳以下の者へのワクチン 3 回目接種の実施に向けた準備とともに、これまでに国から示された配分枠内で使用するファイザー社製ワクチンを確保することが求められた。

その後、3 月 25 日には厚生労働大臣指示が改正され、12 歳以上 17 歳以下の者への接種が開始されることとなったが、市町村では配分計画に基づき医療機関等と調整し、予約枠を設定するなど、具体的な接種計画を策定し、既に予約の受付とともに 3 回目接種を進めている。

そうした状況で、新たに必要となるファイザー社製ワクチンを確保するには、ファイザー社製の接種を希望する方の予約をモデルナ社製に振り替えるなど、既に進行中の接種計画の変更が必要となるが、現実的には困難である。

については、都道府県で市町村間の調整を行ってもなお不足が生じる場合は、国の責任において、令和 4 年契約分の配送前倒しによる追加確保などにより、必要なファイザー社製ワクチンを確保することを強く要請する。

令和 4 年 3 月 31 日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司



# まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言【抜粋】

(令和 4 年 3 月 2 3 日 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部 決定)

## 1. 感染拡大防止等について

### ① オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針 (提言P.1)

- ・ これまでの感染拡大時における措置の効果や、新規陽性者数の高止まり、一部地域での感染再拡大の要因を、専門家の知見を踏まえて検証・分析した上で、**全般的な対応方針を明確に示すこと**
- ・ **まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が飲食店や学校等に対する十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援を講じること**
- ・ 都道府県知事が判断するレベル分類について、**第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること**
- ・ オミクロン株は、重症化率が低い点が強調されているが、一部地域での医療ひっ迫や、BA.2系統による**感染再拡大の懸念が国民に正しく認識されるよう、国として情報発信を継続すること**

### ② 新たな変異ウイルスによる感染拡大に備えた対策の検討 (提言P.1)

- ・ 今後の感染状況も不透明なことから、**BA.2系統を検出できない検査手法を確立するとともに、BA.2系統の詳細な性状を早期に分析し、今後の新たな変異株等による感染拡大に備えた対策を予め検討すること**

### ③ 基本的な感染対策の再徹底 (提言P.2)

- ・ **家庭における子供や若者から高齢者への感染や、学校・保育所等における感染拡大を防止するため、基本的感染防止対策を徹底するよう強く注意を促すこと**

- ・ 年度始めを迎え、進学や就職等で人々の移動が多くなることから、**国と地方、専門家等が協力し、ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること**

#### ④ 感染状況に応じた対応（提言P.2）

- ・ まん延防止等重点措置等における具体的な対策については、現在、飲食店の時短要請が主であり必須であるが、教育関連施設や高齢者施設での感染拡大を踏まえ、**具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択**できるよう、**基本的対処方針の更なる改善も含めた対策を強化**するとともに、**必要な感染防止対策等に対する支援の充実**を図ること
- ・ オミクロン株対策は、まん延防止等重点措置の適用等にかかわらず、全国各地で取り組んでいることから、**支援等は全国一律で実施**すること

#### ⑤ 新たな行動制限緩和と出口戦略の検討（提言P.3）

- ・ 新たな行動制限緩和は、**局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、BA.2系統を含めたオミクロン株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討**するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、**分かりやすい制度とした上で、早期に具体的な内容を示し、国民の協力が得られるよう、丁寧に説明**すること
- ・ 新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、**感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略についても早急に検討を進め、速やかに提示**するとともに、**平時へ移行するプロセスを国民に丁寧に説明**すること

## 2. ワクチン接種の円滑な実施について

### ① 3回目接種の取組（提言P.4）

- ・ 3回目接種の必要性や交互接種の有効性・安全性など、国民が納得して接種できるよう、**国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信**を引き続き積極的に行うこと
- ・ 12歳以上17歳以下の者への接種が開始されたが、ファイザー社ワクチンの追加配分がないことから、**都道府県で調整してなお不足するワクチンは国の責任において追加で確保**すること

- ・ 方針やスケジュールを示す際には、**事前に自治体と情報共有を図り、接種体制の構築に必要な準備期間を十分確保**すること
- ・ 3回目接種はmRNAワクチンのみを用いるとされ、アレルギー等の理由により、**mRNAワクチンを接種できない方について、科学的知見を踏まえ、方向性を速やかに示すこと**

## ② 12歳未満の子供への接種（提言P.5）

- ・ 接種の目的、ワクチンの効果や副反応、接種を推奨する対象等について、**科学的根拠を踏まえて、国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、更に分かりやすいメッセージを打ち出すこと**もに、**相談窓口を国として開設**すること
  - ・ 接種実績等の公表に当たっては、小児や保護者への**同調圧力**や自治体への**接種回数増加の要請**に**つながらないよう配慮**すること
- ## ③ 4回目接種に係る早期の情報提供（提言P.5）
- ・ 諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、安全性や必要性、接種間隔、対象者、開始時期、**ワクチン配分計画など、長期的な戦略をもった政府の考え方を早期に提示**するとともに、**必要なワクチンを確実に確保**すること
  - ・ 市区町村や都道府県の事務負担等を十分に考慮し、**情報提供などをきめ細かに**行うこと

## 3. 保健・医療体制の強化について

### ① 保健所機能の強化（提言P.6）

- ・ 第7波に備える観点から、感染力や重症化リスクなどが明らかでない未知の変異株による急速な感染拡大をも想定し、各地域が**必要な保健所機能を維持及び発揮**することができるよう、その**強化に対し支援**すること
- ・ **保健所とその他関係機関の役割を再検証**し、感染拡大の状況に応じ、知事が幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、**地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援**すること

## ② 治療薬の活用促進等（提言P.8）

- ・ 中和抗体薬及び経口薬について、備蓄分も含め十分な量を確保した上で、医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、備蓄の上限を緩和し、経口薬の譲渡を可能とするほか、現場の医師の判断で早期投与できるように、弾力的な運用を認めること
- ・ 国産ワクチンや治療薬の速やかな製造・販売に向け、国として重点的な開発支援等を行うとともに、速やかに治験や製造販売承認を行うこと

## ③ 医療提供体制の確保のための財政措置等（提言P.8）

- ・ オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回ることで懸念される中、高齢者への感染が広がっていることから、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充をはじめ必要な支援を行うこと
- ・ 病床の逼迫等により施設内療養を行う高齢者施設等への補助については、3分の1が地方負担となることから、医療機関への支援と同様、国において全額財源措置を講じるとともに、障害者支援施設等についても対象とすること

## 4. 事業者支援及び雇用対策について

### ① 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用と拡充（提言P.11）

- ・ 地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度を見直し、弾力的な運用等を図るとともに、配分残額の早急な配分に加え、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、地方単独事業分の増額など更なる財源措置を早急に講じること

### ② 観光支援策等の推進（提言P.12）

- ・ 新たなGOTOトラベル事業については、割引率を高く設定するなど、観光需要を十分に喚起できるような効果的な支援制度とするとともに、制度の詳細をいち早く示すこと
- ・ ゴールデンウィークも補助対象期間に含めるとともに、感染対策と社会経済活動の両立が図られるよう、ワクチン接種歴や検査などを活用した新たな仕組みの内容や運用を早急に示すこと

## まん延防止等重点措置の解除を受けた緊急提言

全ての都道府県で「まん延防止等重点措置」が解除されたものの、依然として新規感染者数は高止まりしている。年度末、年度始めを迎え、人々の移動が多くなり、再度の感染拡大も懸念されることから、感染防止対策を再徹底しながら、社会経済活動を再開していかなければならない。

全国知事会では、引き続き国や市町村、医療関係者等と一体となり、国民の暮らしと健康を守りながら、「平時への移行」が円滑に進展するよう、感染拡大の抑制と社会経済活動との両立に向けて全力で取り組む決意である。

政府におかれては、地方と緊密に連携しながら、現場の声を踏まえた感染症対策や事業者支援等に総力を挙げて取り組んでいただくよう、下記の項目を強く求める。

### 1. 感染拡大防止等について

#### (1) オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針

オミクロン株の特性に応じた保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討するとともに、これまでの感染拡大時における措置の効果や新規陽性者数が高止まりし、一部地域では感染が再拡大している要因を、専門家の知見を踏まえて検証・分析した上で、全般的な対応方針を明確に示すこと。

また、まん延防止等重点措置の終了後、感染が再拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合に、重点措置を再適用する基準を示すとともに、重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が飲食店や学校等に対する十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、政府として早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援を講じること。併せて、都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること。

さらに、オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、一部地域で医療がひっ迫したことや、より感染力が高いとされる BA.2 系統による感染再拡大も懸念される状況にあることを国民に正しく認識してもらえよう、国として情報発信を継続すること。

#### (2) 新たな変異ウイルスによる感染拡大に備えた対策の検討

感染力が更に高いとされている BA.2 系統が確認されるなど、今後の感染状況も不透明なことから、BA.2 系統を検出できる検査手法を確立し、地方衛生研究所等で広く実施できる体制を整えること。

また、BA.2 系統の詳細な性状を早期に分析するとともに、BA.2 系統を含め、今後の新たな変異株等による感染拡大に備えた対策を予め検討すること。

### (3) 基本的な感染対策の再徹底

まん延防止等重点措置の解除後、再度の感染拡大を引き起こすことがないように、ワクチン接種者を含め、会話時のマスクの着用や手指消毒、体調管理、換気など基本的な感染対策の再徹底を国民に分かりやすい言葉で強く呼び掛けること。

特に、家庭における子供や若者から高齢者への感染や、学校・保育所等における感染拡大を防止するため、基本的感染防止対策を徹底するよう強く注意を促すこと。

また、年度末、年度始めを迎え、進学や就職、転勤などで人々の移動が多くなることから、BA.2系統の流行も見据え、国と地方、専門家等が協力し、ワンボイスで基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。

外出時には感染対策を徹底し、混雑する時間・場所を避け、体調が悪い場合は、帰省や旅行等を延期するなど外出・移動を控えて、早期に医療機関を受診するよう注意喚起すること。

### (4) 感染状況に応じた具体的対策

緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、現在、飲食店の時短要請が主であり必須となっているが、学校、幼稚園、保育所等の教育関連施設や高齢者施設において感染が広がっている状況を踏まえ、学びの機会の保障や社会機能維持に留意しつつ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善も含めた対策を強化するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

さらに、まん延防止等重点措置等の区域を対象としたオンライン診療の報酬引き上げや救急搬送受入支援、施設内療養を行う高齢者施設等への追加支援については、重点措置の適用等にかかわらない制度に見直すとともに、オミクロン株対策は全国各地で取り組んでいることから、こうした支援等は全国一律で実施すること。

なお、感染の再拡大を防ぐためには、迅速な対策を講じる必要があることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は、感染状況に即応して発出できるよう、国会報告等も含めた手続きの簡素化を図り、レベルにとらわれず、知事の要請に応じて機動的に発出すること。

### (5) 時短要請に伴う協力金制度の見直し

都道府県が躊躇することなくスピード感をもって感染の抑え込みに取り組みよう十分な財源措置を講じるとともに、時短要請に伴う協力金については、国の交付金の支給要件等が実質的に知事の裁量を制限することとならないよう、弾力的な対応が可能な制度に見直すこと。

さらに、各都道府県が特措法第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む営業時間短縮要請について、第三者認証を受けた飲食店は協力要請推進枠

による協力金の対象外となるため、第三者認証を辞退する店舗の増加が懸念されることから、認証基準に基づく感染防止対策が継続されるよう、認証店舗に対する支援措置など十分配慮した制度とすること。

また、即時対応特定経費交付金については、地方単独事業分の交付限度額を差し引いた額の0.95とされ、都道府県の財政負担の増加が見込まれることから、地方負担分の2割についても国が全額負担するなど、協力金の財源を確実に措置するとともに、必要な措置を講じることができるよう柔軟な運用とすること。

なお、要請に従っていないことが判明した場合、協力金の返還、将来にわたる債権管理に必要な法令の整備や申請者情報の管理などの課題が生じることから、回収不可能となった協力金はもとより、来年度以降の関係事務に要する費用についても、都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること。

#### (6) 新たな行動制限緩和と出口戦略の検討

ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和に当たっては、局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、BA.2 系統を含めたオミクロン株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、分かりやすい制度とした上で、早期に具体的な内容を示し、国民の協力が得られるよう、丁寧に説明を行うこと。

また、新たな経口薬の承認やワクチンの追加接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、オミクロン株だけでなく新たな変異株の出現も想定した、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略についても早急に検討を進め、速やかに提示するとともに、平時へ移行するプロセスを国民に丁寧に説明すること。

#### (7) 検査試薬及び検査キットの供給体制の確保

各都道府県が実施する検査体制の強化に向けた多様な取組を含め、検査に要する資器材の需給を的確に把握した上で、診療及び各種検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット等の安定供給に向けて、引き続き対策を講じるとともに、随時、国民や地方に対して情報提供を行うこと。

また、全国の学校に配布されている抗原簡易キットについて、使用期限経過により廃棄される例が相次いでいることから、有症状者のみとされている使用対象の柔軟化を含め、期限到来前の有効活用が可能となる枠組みとすること。

#### (8) PCR等検査の無料化

感染拡大傾向時の一般検査事業については、全額国が費用負担するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」となっても、知事の判断で実施可能とすること。また、来年度以降の事業の具体的な実施方針を明確にすること。

さらに、旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要す

る費用についても国が支援すること。

特に、感染拡大防止には検査の正確性が重要であることから、イベントを含め、PCR検査を確実に実施できるよう支援すること。

なお、無料検査を行うことができる調剤薬局を確保することが困難な地域においては、一定の要件の下で医薬品の店舗販売業でも検査を実施できるようにするなど、柔軟な取扱いとすること。

併せて、高齢者施設等を対象としたPCR集中検査の経費については全額国庫負担金の対象とすること。

#### (9) 事業継続計画の策定等の要請

感染や濃厚接触による従業員の療養、自宅待機等により、社会経済活動への影響が懸念されることから、経済団体や事業所等に対し、引き続き、事業継続計画（BCP）の策定、点検を要請すること。

#### (10) 水際対策の緩和等

水際対策の緩和については、世界各国・地域での感染状況を踏まえつつ、外国人留学生や技能実習生など社会活動に与える影響に配慮し、外国人枠を別枠で設定することを含め、柔軟かつ適切にすること。

なお、検疫用の宿泊施設の確保を進めるとともに、自治体が健康観察を行う場合は、情報共有を円滑かつ十分に行うこと。

在日米軍について、出発地及び到着地の検査の厳守などの水際対策を徹底するとともに、基地内においてマスク着用の徹底や変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するなど、地域の不安を払拭する実効性ある感染防止対策のほか、基地内での医療提供体制の確保・充実等について、政府から強く要請すること。

## 2. ワクチン接種の円滑な実施について

#### (1) 3回目接種の取組

3回目接種の必要性やオミクロン株に対するワクチンの有効性、交接種の有効性や安全性について、国民が納得して接種できるよう、国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うこと。

3月11日付け事務連絡において、早ければ4月から12歳以上17歳以下の者への接種が開始されることが示されたが、ファイザー社ワクチン使用の前提にもかかわらず追加の配分がない。今後配分調整を行う第8クールについても、既に市町村に配分計画は示しており、市町村はそれを元に予約枠の設定を行っていることから、都道府県で調整してなお不足するワクチンは国の責任において追加で確保すること。また、接種券発送準備等を行う期間を考えると、唐突な提示となっており自治体から困惑の声があることから、方針やスケジュールを示す際に

は、事前に自治体と情報共有を図り、接種体制の構築に必要な準備期間を十分確保すること。

さらに、現在、3回目接種に用いるワクチンは、ファイザー社及びモデルナ社の mRNA ワクチンのみとされているため、アレルギー等の理由により mRNA ワクチンを接種できない方の3回目接種について、国として科学的知見を踏まえ、今後の方向性を速やかに示すこと。

加えて、職域接種についても、ワクチンに余裕が生じた場合、他の実施主体への融通を認めるとともに、実施企業等の規模に関わらず財政支援を行うこと。

接種券なしで接種するケースの増加を踏まえ、「新型コロナワクチン接種証明アプリ」も活用し、事務処理の簡素化・効率化を図るほか、VRSにそのまま読み込める機能をアプリに追加するなど、接種関係者の負担軽減を図ること。

## (2) 12歳未満の子供への接種

先月末から12歳未満の子供への接種が開始されたが、接種の効果や安全性、必要性に疑念を持たれる方も多いことから、オミクロン株への効果や接種後の副反応にかかる調査を行い、結果を早急に明らかにすること。合わせて接種の目的やワクチンの効果、副反応、接種を推奨する対象などについて、科学的根拠を踏まえて国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、更に分かりやすいメッセージを打ち出すこと。なお、接種実績等の公表に当たっては、小児や保護者への同調圧力や自治体への接種回数増加の要請につながらないように配慮すること。

また、自治体レベルで専門的な相談に対応する窓口を確保することが難しい状況を踏まえ、保護者や小児のかかりつけ医が接種について相談できる、感染症や小児科の医師等で構成される「相談窓口」を国として開設すること。なお、小児接種におけるかかり増し経費が国庫補助金の補助対象とされたものの、申請が締め切られていることも踏まえ、日本小児科医会からの要望も参考に、国において接種費負担金の加算措置など、全国統一的な取扱いとなるよう適正な措置を確実に講じること。

なお、小児の接種には保護者の付き添いが必要であり、企業等に協力を求めるなど、引き続き、国として保護者が休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。

## (3) 4回目接種に係る早期の情報提供

4回目接種については、今後実施の是非を含めた検討が必要だが、諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、接種を繰り返すことが免疫に与える影響も含めた安全性や必要性、接種間隔、対象者、開始時期、ワクチン配分計画などについて、長期的な戦略をもった政府の考え方を早期に提示するとともに、必要なワクチンを確実に確保すること。

また、検討を進めるにあたっては、実施主体となる市区町村をはじめ都道府県の事務負担等を十分に考慮し、情報提供などをきめ細かに行うこと。

### 3. 保健・医療体制の強化について

#### (1) 保健・医療人材の確保

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要であるが、感染者や濃厚接触者の増加に伴い、健康観察、検体採取など保健所の負担が増加していることから、国としても、保健師の派遣を積極的に行うなど、保健所業務の負担軽減に配慮するとともに、自治体が必要な人員を確保するための財源を措置すること。

また、病床を確保するためには、病床を稼働させる人材の確保が重要であり、濃厚接触による自宅待機や保育所の休園等による出勤不能のため、看護師の確保を必要とする医療機関への看護師の労働者派遣を認めるとともに、宿泊療養施設の拡大、臨時医療施設や酸素ステーションの設置等に向けては、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮した上で、国として医療人材を派遣するなど広域的な対応を図ること。

なお、医療従事者を派遣することに伴い休床・休棟が生じる医療機関へ休床補償を行うための経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、宿泊療養施設や臨時医療施設等における勤務については、ワクチン接種と同様に被扶養者の収入確認の特例の対象とすること。

また、高齢者施設等においては、オンラインも含めて診察や健康観察等を行う医師及び看護師の国による雇い上げや、クラスターが発生し療養体制に支障を来たしている介護老人保健施設等への看護師の労働者派遣を認めるなど、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。

さらに、国において感染対策専門の医療従事者を養成し、クラスター発生施設等に広域的な派遣ができる体制づくりを検討すること。

併せて、医師や看護師、介護福祉士等の国家試験等の当日に、新型コロナウイルス感染症の罹患等で受験を認められなかった者について、追試験等の救済措置を行うこと。

#### (2) 保健所機能の強化

第6波においては、オミクロン株による感染者急増に保健所が十分対応できない地域や状況が生じたが、積極的疫学調査、検査、入院・宿泊調整、健康観察、重症者対応など求められる役割を保健所が十分に果たすことが、早期介入・早期治療を実現し、感染拡大の波を低く抑え、重症者や死亡者を減らすために重要であることも再確認された。

第7波に備える観点から、感染力や重症化リスクなどが明らかでない未知の変異株による急速な感染拡大をも想定し、各地域が必要な保健所機能を維持及び発揮することができるよう、その強化に対し支援すること。

保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、都道府県対策本部長である知事がコロナ協力医療機関以外の医療機関その他の幅広い関

係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援すること。

保健所支援協力者の登録システムである IHEAT（アイ・ヒート）を拡充すること等により、国において都道府県域を超えた広域的な人材派遣調整を行うことも検討すること。

第6波において新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）に生じた不具合の原因究明、再発防止を徹底し安定的な運用を実現するとともに、システムの操作方法等の改善を図ること。

さらに、医療機関の電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステムの構築を図るとともに、各種報告業務の合理化を促進すること。

### （3）自宅療養者への対応

感染急拡大時においては、初期段階での必要な治療の確保と自宅における確実な経過観察が重要であることから、その体制整備を支援するとともに、より多くの医療機関が自宅療養者の診療や健康観察等に携われるよう、医師会等に対し、体制の構築を継続的に要請すること。

また、農山村地域の自宅療養者の診療には、移動を含め、1件当たりの診療に時間を要し、多額のコストがかかることから、手厚い財政的支援を図ること。

自宅療養者の個人情報の取扱いについては、都道府県と市区町村が連携しやすいよう、都道府県に実施の可否を判断させるのではなく、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法に個人情報の提供の根拠を定めること。

また、感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策の考え方を示すこと。

### （4）感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し

感染者や濃厚接触者の療養期間・退院基準・健康観察期間等については、対象者の短期間での増大によって社会機能の維持継続に支障を及ぼしつつあることも踏まえ、エビデンスに基づき、更なる短縮などの見直しを行うこと。

また、待機期間を待たずに待機解除するための検査費用については、全額、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国による支援を行うこと。

なお、療養者が職場復帰する際に陰性証明等を事業所から求められるケースが多発していることから、本来これらの証明書等は不要であることを、国が責任をもって、その根拠等を示しながら、関係団体等を通じて広く周知すること。

加えて、保健所による積極的疫学調査の実施が困難な地域における事業所での濃厚接触者特定の取扱い基準において、「一定期間」等の定義を明確化するとともに、本取扱いに伴う待機が、感染症法や学校保健安全法に定める就業停止若しくは出席停止となるかについても明らかにすること。

#### (5) 治療薬の活用促進等

オミクロン株にも有効な中和抗体薬及び経口薬について、国の責任において、備蓄分も含め十分な量を確保した上で医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、供給状況や利用状況について速やかに情報提供すること。

特に、経口薬については、必要な時に迅速に処方できるよう、流通体制の改善を図ること。

また、投与機会を確実に確保するため、備蓄の上限緩和を行うとともに、経口薬の譲渡を可能とするほか、重症化リスク因子とされている投与対象の範囲が狭いため、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めること。

さらに、中和抗体薬の発症抑制のための投与について、療養病院や高齢者施設等でのクラスター発生時に重症化リスクを持つワクチン未接種者の濃厚接触者に早期投与が可能となるよう、対象者を拡充すること。

加えて、経口薬モルヌピラビル処方後のフォローアップと報告については、宿泊療養施設の看護師等が処方医療機関をサポートする形で実施することも可能とすること。

なお、国産ワクチンや治療薬の速やかな製造・販売に向け、国として重点的な開発支援等を行うとともに、速やかに治験や製造販売承認を行うこと。

#### (6) 医療提供体制の確保のための財政措置等

オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回ることが懸念される中、高齢者への感染が広がっていることから、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充をはじめ必要な支援を行うこと。

また、国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の患者を積極的に受け入れること。

なお、病床のひっ迫等により施設内療養を行う高齢者施設等への補助については、3分の1が地方負担となることから、医療機関への支援と同様、国において全額財源措置を講じるとともに、障害者支援施設等についても対象とすること。

さらに、病床の効率的な運用のための院内感染対策の考え方を示すとともに、入院重点医療機関や高齢者に対応する療養病床・精神病床を有する医療機関の職員等に対するスクリーニング検査などの院内感染防止対策に必要な財源を、国の責任において措置すること。

また、緊急包括支援交付金について、令和3年度の実績として、令和4年4月及び5月に医療機関等へ支払うものについては、令和4年度予算で措置するとされたところだが、この場合、都道府県の令和3年度決算における赤字要因となることから、従前どおり令和3年度予算で確実に支払うこと。

さらに、令和4年2月1日以降の即応病床に対する支援として「令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」が措置されたが、感染拡大期間を考慮し、補助対象期間を令和4年1月1日以降とすること。

## (7) 感染患者の受入れに対する財政支援の強化等

診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。

また、病床確保について、これまでに確保した全ての病床（コロナ病床確保のため、やむを得ず休床した全ての病床を含む）に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、同交付金において地方が必要とする額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。

なお、インフルエンザ流行期の時限的な措置として、令和3年度末までの間、医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した場合に診療報酬の加算がなされているが、インフルエンザ流行期か否かにかかわらず、令和4年度以降も加算措置を継続すること。

さらに、回復期の患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保のため、感染患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等により対応すること。

加えて、入院期間が長期化するおそれのある高齢者については、新型コロナウイルス感染症にかかる療養期間終了後、後方支援病院への転院を促進するよう、国として方針を示し、医療機関に働きかけるとともに、療養病床への転院を促進するため、介護度の低い患者に係る診療報酬を適切に見直すこと。

また、入院していた高齢者が、療養終了後に介護が必要となったり、元の高齢者施設等に戻りにくくなったりする事例などが見受けられることから、退院に当たってのフォロー体制を構築すること。

併せて、周産期や認知症の感染患者受入れ医療機関への支援や小児医療体制支援等を強化する仕組みづくりを国として構築すること。

## (8) 感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援

深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援策として、都道府県知事の意見を踏まえながら、災害時の概算払いを参考に、感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を速やかに実現すること。

また、院内感染時の更なる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴って生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を講じること。

併せて、地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、感染患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。

#### (9) 入院待機施設への支援拡充

都道府県が設置する入院待機施設の運営に必要な経費については、宿泊療養施設として位置づけた場合は全額国庫負担となるが、臨時医療施設として位置づけた場合は、診療報酬で対応する仕組みとなっており、補助対象とならず、診療報酬相当額である4分の1が地方負担となることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、国において全額財政措置を講じること。

#### (10) 罹患後症状（後遺症）に係る医療提供体制の整備

罹患後症状に悩む患者を支援するため、専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めるとともに、各都道府県が実施する罹患後症状に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

また、重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

#### (11) 看護師の処遇改善

コロナ医療を担う看護職員の収入を引き上げる「看護職員等処遇改善事業補助金」については、一定以上の救急医療の実施や特定の診療報酬施設基準のみを要件に補助することとされているため、コロナ医療に従事したすべての看護職員の処遇が改善されるよう制度の見直しを検討すること。

#### (12) 検査に係る診療報酬の見直し

検査に係る診療報酬の引き下げについては、地方の検査に係るコストに見合ったものではなく、検査機関の減少が懸念されることから、適切な診療報酬体系に見直すこと。

### 4. 事業者支援及び雇用対策について

#### (1) 事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、事業者向け給付金の支給や需要喚起策の実施など、事業者の実状に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援を講じるとともに、早期に執行すること。

特に、事業復活支援金については、額が小さく、中小事業者の事業継続・回復効果が十分に期待できないことから、支援額の大幅増額や売上減少率の要件を緩和するとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、休業要請等に係る協力金と併せて申請する場合の支援金算定方法の周知や電子申請サ

ポート会場の各都道府県への複数設置等により、迅速に給付すること。

また、事業者からの問い合わせに十分対応できる体制を確保するとともに、申請内容に不備がある場合は、理由の明示を行い、事業者が改めて申請しやすいよう配慮すること。

さらに、支援金の算定に当たっては、休業要請等に係る協力金を月間事業収入に算入しない取扱いにするなど弾力的な制度運用とするとともに、給付額の上限を引き上げた上で、算定対象期間を4月以降も延長すること。

併せて、事業復活支援金の支給を前提に独自の支援金制度を実施している自治体が、円滑に事業者支援に取り組むことができるよう、希望する全ての自治体に対し、事業者復活支援金の受給者情報を早期に提供すること。

なお、財源については、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の責任において、全ての自治体に対し確実に措置すること。

## **(2) 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用と拡充**

都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、年度を越えて切れ目なく柔軟な執行が可能となるよう、事故繰越を含めた繰越要件の弾力化や基金積立要件など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

また、オミクロン株による感染の高止まりとその影響の長期化に対応できるよう、令和3年度補正予算で措置された地方単独事業分の配分残額について、早急に配分すること。

さらに、まん延防止等重点措置の長期化により時短要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用が多額に上っているほか、地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組などを実施していくための財源が不足していることから、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、地方単独事業分の増額など更なる財源措置を早急に講じること。

## **(3) 雇用調整助成金等における全国一律の特例適用**

雇用調整助成金等の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に幅広い事業者が厳しい状況にあることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用すること。

なお、今後、雇用調整助成金等の特例措置の期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

また、小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金については、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図るとともに、事業者に対し、助成金の活用を強力に働きかけること。

併せて、日額上限額については、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域とそれ以外の地域とで早急に同一にするとともに、特例措置と同額まで引き上げること。

#### (4) 中小企業の事業支援

中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。

また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や、添付書類の簡素化、事務手続き（採択、交付申請、交付決定等）の迅速化、補助事業終了後の速やかな事務処理（補助金額の確定等）なども図ること。

さらに、小規模事業者を対象とした商工団体の相談・指導機能などの強化について支援を行うこと。

#### (5) 事業者の資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、新規・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹底や、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、昨年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。

さらに、中小零細事業者等に対し償還・据置期間の見直しを弾力的に行うほか、追加融資のニーズに対応するための信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済、代位弁済に対して都道府県が行う損失補償、預託原資調達に係る借入利息、その他、国の民間金融機関を通じた無利子・無保証料融資の終了後も都道府県が独自の資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援または国による融資制度の創設を行うこと。

加えて、中小企業の返済の負担を減らすため、民間金融機関において、既存融資から自由に借換が可能で、かつ借入期間が15年を超える超長期の融資制度を国において創設すること。

また、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、コロナ禍が長期化する現状を踏まえ、特に事業の継続と雇用の維持に重点を置いて、事業者や労働者等への支援を行うこと。

#### (6) 観光支援策等の推進

地域観光事業支援については、期間延長と地域ブロック単位で実施する方針が示されたが、地域ブロックの範囲や期間など具体的な内容を早急に明確にし、情

報提供すること。

また、ワクチンの接種歴や検査陰性の確認を義務付けた上で地域観光事業支援を再開する方向との情報があるが、その義務付けの趣旨や要否、採用するか否かの地域ごとの選択の有無等、全体的な制度設計について早期に示し、丁寧に説明すること。なお、制度設計に当たっては、地域ブロックの中で取り扱いが異なれば、事業者や利用者に混乱を招くことになることに十分留意すること。

また、新たなG o T oトラベル事業については、割引率を高く設定するなど、観光需要を十分に喚起できるよう効果的な支援制度とするとともに、制度の詳細をいち早く示すこと。

さらに、事業の実施にあたっては、ゴールデンウィークなども補助対象期間に含めるとともに、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立が確実に図れるよう、航空機による広域移動の際の「搭乗前無料検査」を含め、ワクチン接種歴や検査などを活用した新たな仕組みの内容や運用について早急に示すこと。

なお、観光事業者の大きな負担となっている感染防止対策や施設維持等に対する十分な支援策を講じること。

併せて、コロナ禍の影響の分析・検討を行い、そのことに基づいた国内旅行及び外国人旅行客の受入れに関する観光再生ビジョンを強力で打ち出すとともに、ワクチン接種の進展により、他国では観光目的の入国者に対する制限の緩和が加速していることから、我が国のインバウンド再開の条件やロードマップを示すこと。

加えて、現行のG o T oイート事業終了後においても、飲食業の需要喚起と食材を供給する農林漁業者等への支援を継続するため、引き続き同様の経済対策を実施すること。

## 5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

### (1) 人権を守る対策

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、さらにはワクチン未接種者や外国人等に関するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者など個人の特定等により人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力で講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

さらに、全国の学校等において感染の急拡大が見られることから、学びの保障や子どもたちの不安に対する寄り添いなど、丁寧な対応を図ること。

## (2) 生活困窮者への支援

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じるとともに、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和を継続すること。また、生活が困難な方への相談対応や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業費の上限枠の引上げなど、支援体制の充実を図ること。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、支給要件（収入、資産、求職活動）を緩和すること。

さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、令和4年度も引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

令和4年3月23日

### 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井	伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀	雅雄
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田	省司
幹事長	福井県知事	杉本	達治
本部員	41 都道府県知事		

## 感染再拡大防止に向けて 基本的な感染対策の徹底をお願いします！

全国で「まん延防止等重点措置」が解除されましたが、依然として新規感染者数の高止まりの状況が続く中、進学、就職などで人々の移動や会食の機会が多くなり、感染の再拡大も懸念されます。

国民の皆様におかれては、暮らしと健康を守るため、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- ワクチンを接種した方も含め、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底しましょう。特に子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し、同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話をする際にはマスクの活用などを考えましょう。
- 外出する場合は、基本的な感染対策を徹底し、混雑を避け、時期を分散するなど、「うつさない」、「うつらない」行動を心掛けましょう。また、卒業式・入学式、入社式、研修などの際には、懇親の場も含め、感染防止対策を徹底してください。
- 飲食時は感染リスクが高まります。外食は、都道府県の認証店など感染対策を講じたお店をご利用いただき、会話をする際はマスクを着用するなど、友人など親しい間柄であっても感染対策を徹底しましょう。
- 発症や重症化を防ぐ効果を持続させるためにワクチンの3回目接種を早めをお願いします。1・2回目のワクチンを接種されていない方も積極的にご検討ください。また、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種については、政府や自治体から発信される正しい情報をもとにご検討ください。
- 発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

令和4年3月23日

全国知事会



## 原油価格・物価高騰等総合緊急対策に向けた提言

コロナ禍の影響が長期化する中、世界的な物流の混乱や、半導体などの資材の品薄に加え、エネルギー価格の高騰等が中小企業の経営を圧迫するとともに、幅広い業種に影響が及んでいる。

加えて、ロシアによるウクライナ侵略は、さらなるエネルギーや資材、農林水産物などの原材料の調達コストの上昇や不安定化を招いており、国民生活・社会経済活動へ重大な影響を及ぼすことが懸念される。

このような中、政府が策定する「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」においては、2年超に及ぶコロナ禍で疲弊しきった地域経済が現下の原油価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、その回復に向けて国と地方が総力を挙げて取り組むことができるよう、以下の項目について大胆かつ強力な対策を講じて頂くことを強く求める。

### 1. エネルギー及び原材料・資材価格の高騰対策の拡充

原油をはじめとするエネルギー価格や、農林水産物から半導体までの様々な原材料・資材価格の高騰は、国民生活や社会経済活動に幅広く多大な影響を及ぼしていることから、こうした影響への緩和対策について、「原油価格高騰に対する緊急対策」の拡充を含め、強力な経済対策を講じること。

### 2. 飲食事業者、農林漁業者等への支援

穀物や水産物などの食品原材料費や配合飼料価格の上昇等により、飲食経営や畜産経営を始めとする農林漁業者等に及ぼす影響が懸念されることから、その影響を緩和するための対策とともに、飲食業の需要喚起と食材を供給する農林漁業者等への支援を講じること。

### 3. 中小企業の事業支援

全国で幅広い事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、中小企業の資金繰り支援の継続や収益力改善・事業再生・再チャレンジを総合的に支援する「中小企業活性化パッケージ」を強力に推進するとともに、事業継続等に対する支援策の一層の拡充を講じること。

#### 4. エネルギーや重要物資の確実かつ安定的な確保・供給

我が国は、多くのエネルギー源や重要物資を海外からの輸入に依存しているが、地域経済の安定的な回復を取り戻すためにはこれらの安定的な確保・供給が不可欠であることから、国として万全の対策を講じること。

#### 5. コロナ禍や原油・物価高騰に対応する地方の取組等への支援

コロナ禍が長期化する中、影響を受けた生活者や事業者に対する燃料費高騰の負担軽減をはじめとする地域経済の立て直しに対し、各都道府県が地域の実情に応じて躊躇なく対策を講じることができるよう、必要な地方創生臨時交付金などの財源措置を講じるとともに、その弾力的な運用を確保すること。なお、国と地方が講じる一連の対策が、地方財政に影響を及ぼさないようにすること。

令和4年4月13日

全国知事会 会長

鳥取県知事 平井伸治

農林商工常任委員長

岩手県知事 達増拓也

地方税財政常任委員長

宮崎県知事 河野俊嗣

コロナを乗り越える新たな地方創生・日本創造本部長

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 高齢者施設への補助金拡充措置の全国展開等を受けて

本日、岸田総理におかれては、国民の皆様に対し、基本的感染対策の徹底や若者の早期のワクチン接種等への協力を自ら呼びかけるとともに、施設内療養を行う高齢者施設への補助金のかさ上げ措置を全国に展開した上で7月末まで延長するとの方針を示された。全国知事会からの要望に応える取組みとして、心より深く感謝申し上げます。

依然として新規感染者数の高止まりが続く中、我々現場の知事は、国と連携して感染防止対策や社会経済活動の回復について全力を挙げ、総理の提唱する「平時への移行」が円滑に進展するよう尽力していく決意である。政府におかれては、引き続き、地方の声に応じて現場の取組みを支援していただくよう、改めてお願い申し上げます。

令和4年4月7日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治

本部長代行 福島県知事 内堀 雅雄



## 感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言

オミクロン株による感染拡大は、3月21日に全ての都道府県で「まん延防止等重点措置」が解除され、新規感染者数は減少傾向にあったものの、その後、高止まりの状況が続き、一部地域においては増加に転じるなど感染再拡大の様相を呈しているとともに、BA.2系統への置き換わりも急速に進んでいる。

こうした中、人々の移動が多くなるゴールデンウィークを迎えることから、改めて基本的感染対策を徹底し、急激な感染拡大を抑制しながら、社会経済活動を継続していかねばならない。

全国知事会では、国民の暮らしと健康を守るため、引き続き国や市町村、医療関係者等と一体となって、感染を抑制しながら社会経済活動を回復させる取組を全力で進める決意である。

政府におかれては、医療のひっ迫が生じるような急激な感染拡大を防ぎながら、通常の日常生活を取り戻していくため、地方の声に応じて現場の取組を支援し、実効性のある感染対策と新たな経済対策にスピード感をもって取り組むよう、下記の項目について強く求める。

### 1. 感染拡大防止等について

#### (1) 現在の感染動向に対する分析と具体的対策の提示

今般のオミクロン株による感染者数については、大都市部を中心に減少傾向にあるものの、一方で過去最大の新規感染者数を記録する地域も存在しており、その増減の要因については未だ明らかとはなっていない状況にある。

国の責任において、早急に専門家の知見を交えた分析を行い、その結果に基づき直ちに現状を打破し感染抑制と社会経済活動の両立に資する具体的対策を提示するとともに、ウィズコロナに向けたロードマップを早急に示すこと。

また、感染症法上の位置づけ、公費負担のあり方、屋外でのマスク着用のあり方等についても、オミクロン株の特性、経口薬の開発や流通・効果、新たな変異株の発生など様々な要因を踏まえつつ、検討すること。

#### (2) 感染抑制と社会経済活動の両立

感染を抑制しながら社会経済活動を維持していくための具体的方策について、今般の感染の実態やワクチン追加接種の進展、海外における対策の効果等を踏まえつつ、専門家の知見も交えて検討を行い、速やかに提示すること。

特に、まん延防止等重点措置のあり方の見直しや濃厚接触者の調査の見直しなど保健衛生機能を適切に提供するための行政実務の改善、医療に係る公費負担、国民や事業者の協力を得るための働きかけ等については、実効的な対策のあり方を検討する上で非常に重要であることから、本提言に掲げるような地方の意見も

踏まえつつ、これらの点も含めてきめ細やかに検討を行うこと。

### (3) オミクロン株の特性等を踏まえた対応方針

オミクロン株の特性に応じた保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討するとともに、これまでの感染拡大時における措置の効果や新規陽性者数が高止まりし、一部地域では感染が再拡大している要因を、専門家の知見を踏まえて検証・分析した上で全般的な対応方針を明確に示すこと。

また、感染の拡大期、ピーク期、収束期など、今後の感染動向を想定し、まん延防止等重点措置を再適用する基準を示すとともに、重点措置の適用に至らない場合であっても、各自治体が飲食店や学校等に対する十分な感染対策を柔軟かつ機動的に講じられるよう、政府として早期に現場でとるべき対策に関する新たな方針を示し、支援を講じること。併せて、都道府県知事が判断するレベル分類について、第6波を踏まえた新たな基準を示すとともに、特措法上の措置との関係を明確にすること。

さらに、オミクロン株は、従来株より重症化率が低い点が強調されているが、一部地域で医療がひっ迫したことや、より感染力が高いとされる BA.2 系統及び XE 系統による感染急拡大も懸念される状況にあることを国民に正しく認識してもらえるよう、国として情報発信を継続すること。

### (4) 新たな変異ウイルスによる感染拡大に備えた対策の検討

感染力が更に高いとされている BA.2 系統への置き換わりに加え、新たに XE 系統が確認されるなど、今後の感染状況が不透明なことから、BA.2 系統等を検出できる検査手法を確立し、地方衛生研究所等で広く実施できる体制を整えること。

また、BA.2 系統等新たな変異株の詳細な性状を早期に分析するとともに、これらを含め、今後の新たな変異株等による感染拡大に備えた対策を予め検討すること。

### (5) 基本的な感染対策の再徹底

全国的に新規感染者数の高止まりが続く中、行政による行動制限とは本質的に異なる国民や事業者による予防行動が重要であることから、ワクチン接種者を含め、3密の回避や会話時のマスクの着用、手指消毒、体調管理、換気など基本的な感染対策の再徹底を、これまでに得た様々なエビデンスに基づき、国民に分かりやすい言葉で強く呼び掛けること。

特に、家庭における子供や若者から高齢者への感染や、学校・保育所等における感染拡大を防止するため、基本的感染防止対策を徹底するよう強く注意を促すこと。

また、ゴールデンウィークを控え、帰省や旅行などで人々の移動が多くなることから、BA.2 系統等の流行も見据え、国と地方、専門家等が協力し、ワンボイス

で基本的感染防止対策の再徹底を分かりやすく丁寧に呼び掛けること。

外出時には感染対策を徹底し、混雑する時間・場所を避け、体調が悪い場合は、帰省や旅行等を延期するなど外出・移動を控えて、早期に医療機関を受診するよう注意喚起すること。

#### (6) 感染状況に応じた具体的対策

緊急事態措置やまん延防止等重点措置における具体的な対策については、現在、必須となっている飲食店の時短要請を任意の対策とするほか、学校、幼稚園、保育所等の教育関連施設や高齢者施設において感染が広がっている状況を踏まえ、学びの機会の保障や社会機能維持に留意しつつ、オンライン授業や分散登校、臨時休業なども含めた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針の更なる改善も含めて強化するとともに、引き続き、必要となる感染防止対策等に対する支援の充実を図ること。

さらに、まん延防止等重点措置等の区域を対象としたオンライン診療の報酬引き上げや救急搬送受入支援については、重点措置の適用等にかかわらない制度に見直すとともに、自宅療養者の増加への対応などオミクロン株対策は全国各地で取り組んでいることから、こうした支援等は全国一律で実施すること。

なお、感染の再拡大を防ぐためには、迅速な対策を講じる必要があることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は、感染状況に即応して発出できるよう、国会報告等も含めた手続きの簡素化を図り、レベルにとらわれず、知事の要請に応じて機動的に発出すること。

#### (7) 時短要請に伴う協力金制度の見直し

都道府県が躊躇することなくスピード感をもって感染の抑え込みに取り組めるよう十分な財源措置を講じるとともに、時短要請に伴う協力金については、国の交付金の支給要件等が実質的に知事の裁量を制限することとならないよう、弾力的な対応が可能な制度に見直すこと。

また、各都道府県が特措法第24条第9項の規定に基づき各地域で独自に取り組む営業時間短縮要請において、第三者認証を受けた飲食店は協力要請推進枠による協力金の対象外となるなど、第三者認証を辞退する店舗の増加が懸念されることから、第三者認証制度については、認証店が認証メリットを享受でき、認証基準に基づく感染防止対策が継続されるよう、認証店に対する支援措置など十分配慮すること。

さらに、即時対応特定経費交付金については、地方単独事業分の交付限度額を差し引いた額の0.95とされ、都道府県の財政負担の増加が見込まれることから、地方負担分の2割についても国が全額負担するなど、協力金の財源を確実に措置するとともに、必要な措置を講じることができるよう柔軟な運用とすること。

なお、要請に従っていないことが判明した場合、協力金の返還、将来にわたる債権管理に必要な法令の整備や申請者情報の管理などの課題が生じることから、

回収不可能となった協力金はもとより、今後の関係事務に要する費用についても、都道府県の財政負担が生じないよう国が必要な財政措置を講じること。

#### (8) 新たな行動制限緩和の検討

ワクチンと検査を活用した新たな行動制限緩和に当たっては、局面に応じた有効な行動制限の内容を明らかにした上で、BA.2 系統等を含めたオミクロン株の特性やワクチン追加接種の状況等を踏まえ、専門的・医学的見地から検討するとともに、地方自治体や業界団体等の意見も聞きながら、分かりやすい制度とした上で、早期に具体的な内容を示し、国民の協力が得られるよう、丁寧に説明を行うこと。

#### (9) 検査試薬及び検査キットの供給体制の確保

診療及び各種検査に必要なPCR検査等の試薬や検査キット、綿棒等に不足を生じており、その供給確保のため、万全の対策を講じること。このため、各都道府県が実施する検査体制の強化に向けた多様な取組を含め、検査に要する資器材の需給を的確に把握するとともに、随時、国民や地方に対して情報提供を行うこと。

#### (10) PCR等検査の無料化

感染拡大傾向時の一般検査事業については、全額国が費用負担するとともに、感染状況が「レベル2未満の状況」であっても、知事の判断で実施可能とすること。

さらに、旅行やイベント参加、出張などで来訪した他の都道府県在住者も無料検査の対象とするなど、一般検査事業の対象者を拡充するとともに、それに要する費用についても国が支援すること。

特に、感染拡大防止には検査の正確性が重要であることから、イベントを含め、PCR検査を確実に実施できるよう支援すること。

なお、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、感染不安だけではなく、社会活動等も含めた複合的な要因で受検するケースが多いことから、登録検査事業者の拡大を図り、検査を受けやすくするため、全額国費負担の上、事業を一本化し、より簡便な制度にすることも検討するとともに、無料検査を行うことができる調剤薬局を確保することが困難な地域においては、一定の要件の下で医薬品の店舗販売業でも検査を実施できるようにするなど、柔軟な取扱いとすること。

併せて、高齢者施設等を対象としたPCR集中検査や抗原検査キット調達の経費については全額国庫負担金の対象とするとともに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用として施設等が行う自費検査費用をサービス提供体制確保事業費の補助対象に含めること。

### (11) 事業継続計画の策定等の要請

感染や濃厚接触による従業員の療養、自宅待機等により、社会経済活動への影響が懸念されることから、経済団体や事業所等に対し、引き続き、事業継続計画（BCP）の策定、点検を要請すること。

### (12) 水際対策の緩和等

水際対策の緩和については、世界各国・地域での感染状況を踏まえつつ、外国人留学生や技能実習生など社会活動に与える影響に配慮し、外国人枠を別枠で設定することを含め、柔軟かつ適切に対応すること。

在日米軍について、出発地及び到着地の検査の厳守などの水際対策を徹底するとともに、状況に応じて基地内においてマスク着用の徹底や変異株スクリーニングができる体制を早急に構築するなど、地域の不安を払拭する実効性ある感染防止対策のほか、基地内での医療提供体制の確保・充実等について、政府から強く要請すること。

## 2. ワクチン接種の円滑な実施について

### (1) 3回目接種の取組

感染者数が若年層を中心に高止まりあるいは増加傾向にある中、若年層の接種率が低迷している。若年層では2回目接種後6か月経過しない者が一定数いることに加え、オミクロン株はデルタ株に比べて重症化率が低いことや副反応に対する不安などが要因と考えられる。このため、3回目接種の必要性や有効性、安全性に加えて、オミクロン株の後遺症の影響など、国として強力かつ継続的な情報発信を行うこと。

また、12歳以上17歳以下の方に対するワクチンの確保については、都道府県で市町村間の調整を行ってもなお不足が生じる場合は、国の責任において、今後契約分の配送前倒しなどにより、必要なワクチンを確保すること。加えて、接種開始についても、接種券発送準備等を行う期間を考えると唐突な提示となっており、自治体から困惑の声があることから、方針やスケジュールを示す際には、新たに薬事承認された武田社ワクチン（ノババックス）も含めて、事前に自治体と情報共有を図り、接種体制の構築に必要な準備期間を十分確保するとともに、地方自治体との連携をきめ細かく行うこと。

なお、ワクチンの副反応を疑う症状への対応については、関係医療機関を非公表として協力を得て実施してきたが、国として医療機関の公表に向けた調整を求めるのであれば、まずは国として統一的な相談窓口を設けるなど、公表に向けた環境整備を行うこと。

また、ワクチン接種後に死亡された方への救済にあたっては、因果関係の判断等に時間を要している。遺族の方の生活支援等のためにも迅速に手続を進めると

ともに、見舞金の給付等の幅広い方策を検討すること。

## (2) 12歳未満の子供への接種

オミクロン株への効果の調査を行い、結果を早急に明らかにすること。併せて、副反応の頻度は12歳以上と比べて低い傾向にあるなど科学的根拠を踏まえて、国と地方と専門家が共にワンボイスで発信できる、分かりやすいメッセージを打ち出すこと。

また、日本小児科医会からの要望も参考に、全国統一的な取扱いとなるよう接種費負担金の加算措置を行うこと。なお、接種費負担金の加算が困難な場合は、各自治体で接種体制補助金を活用してかかり増し経費を支弁する方法しか取れないが、その場合も全国統一的な取扱いとなるよう、詳細な運用基準を速やかに明示するとともに、令和3年度分について補助金の変更申請期限に間に合わなかった経費への対応を含めて、適正な措置を確実に講じること。

併せて、小児の接種には保護者の付き添いが必要であり、企業等に協力を求めるなど、引き続き、国として保護者が休暇を取得しやすい環境づくりに努めること。

## (3) 4回目接種に係る早期の情報提供

3月25日付けの事務連絡において、3回目接種を受けた全ての住民を対象と想定し、現時点から2ヶ月程度を目処に接種券発送準備を完了することとされている。ただ、先行して接種を行う諸外国においては、4回目は3回目より効果が低いといったデータもあり、現状では高齢者や免疫不全の方、医療従事者等に限定して実施されている。

このような状況も踏まえ、諸外国の動向や専門的知見等を収集・分析し、接種を繰り返すことが免疫に与える影響も含めた安全性、必要性、接種間隔、対象者、開始時期、ワクチン配分計画などについて、長期的な戦略をもった政府の具体的な考え方をできる限り早期に提示するとともに、必要なワクチンを確実に供給すること。

併せて、3回目接種においては、高齢者施設等の入所者等に対する接種に遅れが生じたが、施設への巡回接種は医療従事者の負担が重く、医療従事者の確保に苦慮したことが一因となっている。個別接種促進補助金において巡回接種時の加算を行うなど、事前に十分な対策を講じること。

なお、接種券の配付について、基礎疾患を有する者等に対象者を限定する場合は、対象者数の把握や対象者のみへの配布は困難な点を踏まえて具体的な方針を示すこと。加えて、地方自治体と十分に連携の上、接種券のデジタル化を進めること。

## 3. 保健・医療体制の強化について

## (1) 保健・医療人材の確保

感染拡大の防止には、早期検査、早期治療や積極的疫学調査の徹底など保健所機能を維持することが重要であるが、感染者や濃厚接触者の増加に伴い、健康観察、検体採取など保健所の負担が増加していることから、国としても、保健師の派遣を積極的に行うなど、保健所業務の負担軽減に配慮するとともに、自治体が必要な人員を確保するための財源を措置すること。

また、病床を確保するためには、病床を稼働させる人材の確保が重要であり、濃厚接触による自宅待機や保育所の休園等による出勤不能のため、看護師の確保を必要とする医療機関への看護師の労働者派遣を認めるとともに、宿泊療養施設の拡大、臨時医療施設や酸素ステーションの設置等に向けては、地域医療に影響を及ぼすことのないよう現場に配慮した上で、国として医療人材を派遣するなど広域的な対応を図ること。

なお、医療従事者を派遣することに伴い休床・休棟が生じる医療機関へ休床補償を行うための経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、宿泊療養施設や臨時医療施設等における勤務や IHEAT（アイ・ヒート）での保健所支援については、ワクチン接種と同様に被扶養者の収入確認の特例の対象とすること。

また、高齢者施設等においては、オンラインも含めて診察や健康観察等を行う医師及び看護師の国による雇い上げや、クラスターが発生し療養体制に支障を来たしている介護老人保健施設等への看護師の労働者派遣を認めるなど、入院以外でも安心して療養できる仕組みを検討すること。

さらに、国において感染対策専門の医療従事者を養成し、クラスター発生施設等に広域的な派遣ができる体制づくりを検討すること。

併せて、医師や看護師、介護福祉士等の国家試験等の当日に、新型コロナウイルス感染症の罹患等で受験を認められなかった者について、追試験等の救済措置を行うこと。

## (2) 保健所機能の強化

第6波においては、オミクロン株による感染者急増に保健所が十分対応できない地域や状況が生じたが、積極的疫学調査、検査、入院・宿泊調整、健康観察、重症者対応など求められる役割を保健所が十分に果たすことが、早期介入・早期治療を実現し、感染拡大の波を低く抑え、重症者や死亡者を減らすために重要であることも再確認された。

第7波や感染力や重症化リスクなどが明らかでない未知の変異株による急速な感染拡大の場面においても保健所が機能不全に陥らないよう維持することが重要であり、各地域に必要となる保健衛生機能を保健所が十分に提供することができるよう、各種報告事務等の負担軽減も含め、より効率的・効果的な運用実務のあり方を追求すること。

併せて、業務の委託化、人材派遣の活用を進める際には、新型コロナウイルス

感染症緊急包括支援交付金等による財源措置を確実に行うこと。

また、保健所とその他関係機関の役割を再検証し、感染拡大の状況に応じ、都道府県対策本部長である知事がコロナ協力医療機関以外の医療機関その他の幅広い関係機関による対応体制の確保が可能となるよう必要な権限を付与することを含め、地域の感染症対応能力向上に向けた方策を検討及び提示し、その実施を支援するとともに、保健所支援協力者の登録システムである IHEAT（アイ・ヒート）を拡充すること等により、国において都道府県域を超えた広域的な人材派遣調整を行うことも検討すること。

なお、第6波において新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム（HER-SYS）に生じた不具合の原因究明、再発防止を徹底し安定的な運用を実現するとともに、システムの操作方法等の改善を図ること。また、療養証明書の発行業務が保健所の負担となっていることから、My-HER-SYS における療養証明書表示機能の追加を可能な限り早期に実施すること。

さらに、医療機関の電子カルテシステム等と連動した感染者情報の把握・管理が可能なシステムの構築を図るとともに、各種報告業務の合理化を促進すること。

### （3）自宅療養者への対応

感染急拡大時においては、初期段階での必要な治療の確保と自宅における確実な経過観察が重要であることから、その体制整備を支援するとともに、より多くの医療機関が自宅療養者の診療や健康観察等に携われるよう、医師会等に対し、体制の構築を継続的に要請すること。

また、農山村地域の自宅療養者の診療には、移動を含め、1件当たりの診療に時間を要し、多額のコストがかかることから、手厚い財政的支援を図ること。

自宅療養者の個人情報の取扱いについては、都道府県と市区町村が連携しやすいよう、都道府県に実施の可否を判断させるのではなく、災害対策基本法における要配慮者名簿の提供のように、特措法に個人情報の提供の根拠を定めること。

また、感染者急増期に、多数の自宅療養者が一斉に避難を要する大規模災害が発生する場合に備え、自宅療養者の避難対策の考え方を示すこと。

### （4）感染者・濃厚接触者の療養期間等の見直し

感染者や濃厚接触者の療養期間・退院基準・健康観察期間等については、対象者の短期間で増大によって社会機能の維持継続に支障を及ぼしつつあることも踏まえ、エビデンスに基づき、更なる短縮などの見直しを行うこと。

また、待機期間を待たずに待機解除するための検査費用については、全額、緊急包括支援交付金の対象とするなど、国による支援を行うこと。

なお、療養者が職場復帰する際に陰性証明等を事業所から求められるケースが多発していることから、本来これらの証明書等は不要であることを、国が責任をもって、その根拠等を示しながら、関係団体等を通じて広く周知すること。

加えて、保健所による積極的疫学調査の実施が困難な地域において、濃厚接触

者の特定・行動制限は求めないとしている事業所に対して、自主的な感染拡大防止対策として外出自粛等を求める「一定期間」等の定義を明確化するとともに、本取扱いに伴う待機が、感染症法に定める就業停止となるかについても明らかにすること。

#### (5) 治療薬の活用促進等

オミクロン株にも有効な中和抗体薬及び経口薬について、国の責任において、備蓄分も含め十分な量を確保した上で医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図るとともに、供給状況や利用状況について速やかに情報提供すること。

特に、経口薬については、必要な時に迅速に処方できるよう、流通体制の改善を図ること。

また、投与機会を確実に確保するため、備蓄の上限緩和を行うとともに、経口薬の譲渡を可能とするほか、重症化リスク因子とされている投与対象の範囲が狭いため、現場の医師の判断で早期投与できるよう、弾力的な運用を認めること。

さらに、中和抗体薬の発症抑制のための投与について、療養病院や高齢者施設等でのクラスター発生時に重症化リスクを持つワクチン未接種者の濃厚接触者に早期投与が可能となるよう、対象者を拡充すること。

加えて、経口薬モルヌピラビル処方後のフォローアップと報告については、宿泊療養施設の看護師等が処方医療機関をサポートする形で実施することも可能とすること。

なお、国産ワクチンや治療薬の速やかな製造・販売に向け、国として治験の推進を含め、重点的な開発支援等を行うとともに、速やかに製造販売承認を行うこと。

#### (6) 医療提供体制の確保のための財政措置等

オミクロン株による感染拡大は、想定した確保病床等を大きく上回るものが懸念される中、高齢者への感染が広がっていることから、高齢者施設を含めた医療体制の更なる強化に向け、財政支援の拡充をはじめ必要な支援を行うこと。

また、国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の患者（特に高齢患者）を積極的に受け入れること。

なお、病床のひっ迫等により施設内療養を行う高齢者施設等への補助については、3分の1が地方負担となることから、医療機関への支援と同様、国において全額財源措置を講じるとともに、障害者支援施設等についても対象とすること。

さらに、病床の効率的な運用のための院内感染対策の考え方を示すとともに、入院重点医療機関や高齢者に対応する療養病床・精神病床を有する医療機関の職員等に対するスクリーニング検査などの院内感染防止対策に必要な財源を、国の責任において措置すること。

#### (7) 感染患者の受入れに対する財政支援の強化等

診療・検査医療機関や感染患者の受入れ医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とし、都道府県が一括して取り扱えるようにすること。

また、病床確保について、これまでに確保した全ての病床（コロナ病床確保のため、やむを得ず休床した全ての病床を含む）に対して継続して空床補償ができるよう、重点医療機関の要件を満たさない一般医療機関の病床確保料の補助単価増を含め、引き続き、同交付金において地方が必要とする額を確保するなど、十分な財政支援を行うこと。

さらに、回復期の患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保のため、感染患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度や、重点医療機関及び入院協力医療機関以外の病院等の入院患者が院内感染した場合に入院を継続するケースもあるため、当該病院等に対する感染拡大防止対策に必要な設備整備費用支援制度の創設など、緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠等により対応すること。

併せて、周産期や認知症のほか、障害のある感染患者受入れ医療機関への支援や小児医療体制支援等を強化する仕組みづくりを国として構築すること。

また、妊産婦や透析患者などの基礎疾患を持つ濃厚接触者が、かかりつけの医療機関を受診できるよう、診療前の検査や感染防止に係る設備整備等に対する支援を行うこと。

#### **（８）感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援**

深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、感染患者受入れ医療機関等の安定経営に向けた財政支援策として、都道府県知事の意見を踏まえながら、災害時の概算払いを参考に、感染拡大前の水準での診療報酬支払い制度を速やかに実現すること。

また、医療機関名等を公表した診療・検査医療機関が、新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診療した場合の診療報酬の加算措置については令和4年7月末まで延長されたが、通年の診療・検査体制を確保するために必要な診療報酬であり、引き続き、診療報酬の加算措置を行うこと。

さらに、令和4年度診療報酬改定において見直された「感染対策向上加算」は、感染症に係る重点医療機関、協力医療機関のいずれにも該当しない感染患者受入れ医療機関についても、加算の対象とすること。

また、院内感染時の更なる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするとともに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴って生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を講じること。

併せて、地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、感染患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医

療・福祉等従事者などへの支援を国の責任において行うこと。

#### (9) 入院待機施設への支援拡充

都道府県が設置する入院待機施設の運営に必要な経費については、宿泊療養施設として位置づけた場合は全額国庫負担となるが、臨時医療施設として位置づけた場合は、診療報酬で対応する仕組みとなっており、補助対象とならず、診療報酬相当額である4分の1が地方負担となることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とするなど、国において全額財政措置を講じること。

#### (10) 罹患後症状（後遺症）に係る医療提供体制の整備

罹患後症状に悩む患者を支援するため、専門家による分析・検証を行うなど罹患後症状の発症メカニズムの実態解明や治療薬の開発を早急に進めるとともに、各都道府県が実施する罹患後症状に係る医療提供体制の整備に係る経費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。

また、重篤な症状により生活に支障が生じている方への経済的な支援制度を創設すること。

#### (11) 高齢者に係る対応の強化

高齢者が感染した場合、初期治療が重要であり、施設の嘱託医や協力医療機関等の関与・協力が重要となるが、診療報酬の適用範囲が限定的となっているため、高齢者施設等において感染者が出た際に嘱託医等の更なる協力が得られるよう、インセンティブの設定や役割の再整理など、実効性のある具体的な方策を検討し、早急に示すこと。

また、入院期間が長期化するおそれのある高齢者については、新型コロナウイルス感染症にかかる療養期間終了後、後方支援病院への転院を促進するよう、国として方針を示し、医療機関に働きかけるとともに、療養病床への転院を促進するため、要介護の患者を受け入れられるよう、診療報酬の見直しや周知を図るなど、介護と医療の両立に取り組むこと。

さらに、入院していた高齢者が、療養終了後に介護が必要となったり、元の高齢者施設等に戻りにくくなったりする事例などが見受けられることから、退院に当たってのフォロー体制を構築すること。

加えて、高齢者施設等における治療・療養の促進や感染防止対策の強化のため、地域医療介護総合確保基金で実施している介護サービス提供体制確保事業（かかり増し費用補助）の事業所ごとの上限額を引き上げるとともに、補助対象経費を拡大するなど、より柔軟に活用できる仕組みとすること。

#### (12) 看護師の処遇改善

コロナ医療を担う看護職員の収入を引き上げる「看護職員等処遇改善事業補助金」については、一定以上の救急医療の実施や特定の診療報酬施設基準のみを要

件に補助することとされているため、コロナ医療に従事したすべての看護職員の処遇が改善されるよう制度の見直しを検討すること。

#### (13) 検査に係る診療報酬の見直し

検査に係る診療報酬の引き下げについては、地方の検査に係るコストに見合ったものではなく、検査機関の減少が懸念されることから、適切な診療報酬体系に見直すこと。

### 4. 事業者支援及び雇用対策について

#### (1) 事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、全国で幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、事業者向け給付金の支給や需要喚起策の実施など、事業者の実状に十分に配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援・生活支援を講じるとともに、早期に執行すること。

特に、事業復活支援金については、額が小さく、中小事業者の事業継続・回復効果が十分に期待できないことから、支援額の大幅増額や売上減少率の要件を緩和するとともに、事業者の負担を考慮した事前確認や書類提出の簡素化、休業要請等に係る協力金と併せて申請する場合の支援金算定方法の周知や電子申請サポート会場の各都道府県への複数設置等により、迅速に給付すること。

また、事業者からの問い合わせに十分対応できる体制を確保するとともに、申請内容に不備がある場合は、理由の明示を行い、事業者が改めて申請しやすいよう配慮すること。

さらに、支援金の算定に当たっては、休業要請等に係る協力金を月間事業収入に算入しない取扱いにするとともに、給付額の上限を引き上げ、算定対象期間を4月以降とした同様の支援制度を創設すること。

併せて、事業復活支援金の支給を前提に独自の支援金制度を実施している自治体が、円滑に事業者支援に取り組むことができるよう、希望する全ての自治体に対し、事業復活支援金の受給者情報を早期に提供すること。

なお、財源については、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の責任において、全ての自治体に対し確実に措置すること。

#### (2) 地方創生臨時交付金等の弾力的な運用と拡充

都道府県が地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう制度の見直しを行うとともに、柔軟な執行が可能となるよう、繰越要件や基金積立要件の弾力化など、機動的な運用や手続きの簡素化などを図ること。

また、オミクロン株による感染拡大の影響が長期化していることから、令和3

年度補正予算で措置された地方単独事業分の配分残額について、早急に配分すること。

さらに、まん延防止等重点措置の長期化により時短要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用が多額に上っているほか、地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組などを実施していくための財源が不足していることから、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、地方単独事業分の増額など更なる財源措置を早急に講じること。

### (3) 雇用調整助成金等における全国一律の特例適用

雇用調整助成金等の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に幅広い事業者が厳しい状況にあることから、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用の有無に関わらず、全国一律に地域特例と同等の内容を適用するとともに、長引くコロナ禍により幅広い分野で消費が低迷している社会状況を踏まえ、引き続き更なる延長を検討すること。

なお、今後、雇用調整助成金等の特例措置の期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

また、小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、保護者が安心して休暇を取得できるよう小学校休業等対応助成金・支援金については、制度の更なる周知や相談体制の充実、手続きの簡便化、給付の迅速化を図り、事業者に対して助成金の活用を強力に働きかけるとともに、更なる延長も検討すること。

併せて、日額上限額については、緊急事態宣言地域・まん延防止等重点措置地域以外の地域についても、特例措置と同額まで引き上げること。

### (4) 中小企業の事業支援

中小企業事業再構築促進事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。

また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応すること。特に持続化補助金については、採択率の向上につながる予算の増額や、添付書類の簡素化、事務手続き（採択、交付申請、交付決定等）の迅速化、補助事業終了後の速やかな事務処理（補助金額の確定等）なども図ること。

さらに、小規模事業者を対象とした商工団体の相談・指導機能などの強化について支援を行うこと。

### (5) 事業者の資金繰り支援

事業者への資金繰り支援について、新規・追加融資の迅速かつ柔軟な実行の徹

底や、返済猶予・条件変更等も含めたアフターケアを金融機関に指導するなどフォローアップを強化するとともに、昨年3月末で申込みが終了した民間金融機関の無利子融資の条件変更に伴う追加保証料の補助を実施すること。

さらに、中小零細事業者等に対し償還・据置期間の見直しを弾力的に行うほか、追加融資のニーズに対応するための信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済、代位弁済に対して都道府県が行う損失補償、預託原資調達に係る借入利息、その他、国の民間金融機関を通じた無利子・無保証料融資の終了後も都道府県が独自の資金繰り支援対策により生じる負担に対する支援または国による融資制度の創設を行うこと。

加えて、中小企業の返済の負担を減らすため、民間金融機関において、既存融資から自由に借換が可能で、かつ借入期間が15年を超える超長期の融資制度を国において創設すること。

また、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの貸付期間延長や金利引下げ等の条件緩和及び同ローンを対象とする信用保証制度の創設など、コロナ禍が長期化する現状を踏まえ、特に事業の継続と雇用の維持に重点を置いて、事業者や労働者等への支援を行うこと。

#### (6) 観光支援策等の推進

新たなGOTトラベル事業については、割引率を高く設定するなど、観光需要を十分に喚起できるよう効果的な支援制度とするとともに、制度の開始時期等の詳細を早急に示すこと。

また、国が実施するGOTトラベルキャンペーン開始までの間の需要喚起策として都道府県が実施している地域観光事業支援（都道府県民割）について、十分な財源措置を講じること。

さらに、事業の実施にあたっては、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立が確実に図れるよう、航空機による広域移動の際の「搭乗前無料検査」を含め、ワクチン接種歴や検査などを活用した新たな仕組みの内容や運用について早急に示すこと。

なお、観光事業者の大きな負担となっている感染防止対策や施設維持等に対する十分な支援策を講じること。

併せて、コロナ禍の影響の分析・検討を行い、そのことに基づいた国内旅行及び外国人旅行客の受入れに関する観光再生ビジョンを強力に打ち出すとともに、ワクチン接種の進展により、他国では観光目的の入国者に対する制限の緩和が加速していることから、我が国のインバウンド再開の条件やロードマップを示すこと。

加えて、現行のGOTイート事業終了後においても、飲食業の需要喚起と食材を供給する農林漁業者等への支援を継続するため、引き続き同様の経済対策を実施すること。

## 5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

### (1) 人権を守る対策

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、外国人等に関するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷に加え、感染者など個人の特定やワクチン接種の有無等により人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNSを活用した人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

さらに、全国の学校等において感染の急拡大が見られることから、子供たちの学びの保障や様々なストレスや悩みに対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に対して、国が十分な財源措置を講じること。

### (2) 生活困窮者への支援

生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件緩和や償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じるとともに、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和を継続すること。また、生活が困難な方への相談対応や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業費の上限枠の引上げなど、支援体制の充実を図ること。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、支給要件（収入、資産、求職活動）を緩和すること。

さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、令和4年度も引き続き国による全額の財政支援を継続すること。

令和4年4月26日

#### 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	鳥取県知事	平井 伸治
本部長代行・副本部長	福島県知事	内堀 雅雄
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
ワクチンチームリーダー	高知県知事	濱田 省司
幹事長	福井県知事	杉本 達治
本部員	41都道府県知事	



## 感染再拡大防止に向けて 基本的な感染対策の徹底をお願いします！

新規感染者数の高止まりの状況が続き、一部地域では増加傾向も見られる中、ゴールデンウィークを迎え、人々の移動や会食の機会が多くなり、更なる感染拡大が懸念されます。

国民の皆様におかれては、暮らしと健康を守るため、引き続き、基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- ワクチンを接種した方も含め、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底しましょう。特に子どもや高齢者への感染を防止するため、家庭内でも定期的な換気、こまめな手洗い等を実践し、同居する高齢者や基礎疾患のある方と会話をする際にはマスクの活用などを考えましょう。
- ゴールデンウィークを迎えるに当たって、基本的な感染対策を再徹底するとともに、混雑を避け、時期を分散し、感染リスクの高い行動を控えるなど、「うつさない」、「うつらない」行動を心掛けましょう。帰省や旅行、イベントへの参加の際には、事前のワクチン接種や検査を積極的に活用し、感染リスクを減らしましょう。
- 飲食時は感染リスクが高まります。外食は、都道府県の認証店など感染対策を講じたお店をご利用いただき、会話をする際はマスクを着用するなど、友人など親しい間柄であっても感染対策を徹底しましょう。
- 発症や重症化を防ぐ効果を持続させるためにワクチンの3回目接種を早めをお願いします。1・2回目のワクチンを接種されていない方も積極的にご検討ください。特に、若い世代の皆様も自分自身と大切な人の健康を守るために接種をお願いします。
- 発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

令和4年4月26日

全国知事会



# 関西 GW感染対策徹底宣言(案)

別添4

令和4年4月28日

新規陽性者数は若い方々を中心に高止まりの傾向にあり、**家庭内での感染**が増えています。特に**ゴールデンウィーク**は、帰省や旅行に伴う移動が増加し、普段会わない人との会食など、人と人との接触機会が増えることから、**感染の再拡大が懸念**されます。感染の再拡大を防ぐため、**積極的なワクチン接種**や、一人ひとりの**基本的な感染対策の徹底**をお願いします。

## ワクチンの積極的な接種

- **積極的な追加接種**とともに、1・2回目の**未接種者も接種をご検討**ください。
- ワクチンは**重症化と発症のリスクを下げます**ので、特に**接種率が低い若い方々**は、**積極的な接種**をお願いします。

## リスクの高い行動の回避

- **発熱等の症状**がある場合や体調に不安がある場合には、**帰省・旅行、イベント・行事への参加等は控えて**ください。
- **混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動**してください。
- **会食は、認証店の利用、会話時はマスク着用**の徹底をお願いします。
- **帰省先や旅行先**では、人混みや大声での会話など感染リスクが高い行動を避けてください。

## 基本的な感染対策の徹底

- 3密の回避、正しいマスクの着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、換気など、日常生活での、**基本的な感染対策の徹底**をお願いします。
- **家庭内**での手洗い、消毒、換気、特に高齢者や子ども**の感染対策の徹底**をお願いします。
- 発熱、咳、のどの痛みなど少しでも**体調が悪い場合は、家族を含めて外出を控え**、医療機関に電話の**うえ受診**してください。
- **高齢者施設等**では、**日々の体調管理**、**ワクチン追加接種**の速やかな実施、**介護現場における感染対策の徹底**をお願いします。



関西広域連合





## 感染再拡大に備えた実効性ある対策に関する提言

第6波の「まん延防止等重点措置」が全国で解除されたものの、新規感染者数は高止まりしており、依然として家庭、高齢者施設、学校・保育所・幼稚園等において感染が続いている。

関西広域連合としても、12府県市が一体となって、感染拡大の防止、医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進など住民の生命と安全を守るため、総力を挙げて取り組んでいるところである。

年度替わりで人々の移動が多くなり、変異株（BA.2、XE）の影響等もあり、感染再拡大が懸念される。医療提供体制のひっ迫を繰り返さず、感染拡大の抑制と社会経済活動との両立に向け、ウイルスの特性や感染の実態を十分に踏まえ、感染再拡大に備えた実効性のある対策を強力に推進することが必要不可欠である。

については、政府におかれては、下記の項目について速やかに対処されるよう提言する。

### 記

#### 1 ウイルスの特性や感染状況に応じた対応・対策の実施

##### (1) ウイルスの特性等を踏まえた対応方針の明示

ウイルスの特性に応じた保健医療体制の構築や社会活動の継続への対応を検討するとともに、これまでの感染拡大時における措置の効果等を、専門家の知見を踏まえて検証・分析した上で、全般的な対応方針を明確に示すこと。

##### (2) 感染状況に応じた具体的対策の強化

まん延防止等重点措置や緊急事態措置における具体的対策は、主に飲食店への時短・休業要請であった。とりわけ第6波においては、学校、幼稚園、保育所等の教育・保育関連施設や高齢者施設で感染が広がっている状況を踏まえ、オンライン授業や分散登校、臨時休業、オンライン面会なども含めた具体的・多様な対策をメニュー化し、地域の実情に応じた効果的な対応が選択できるよう、基本的対処方針等の変更を含め対策を強化するとともに、状況に応じた感染防止等の対策が迅速・的確に実施できるよう支援の充実を図ること。

##### (3) 事業者への公平な支援策等の実施

今回のオミクロン株流行による感染は爆発的に全国に拡がり、様々な業種において、広範な影響を受けることとなった。

まん延防止等重点措置等の区域では、時短・休業要請に応じた飲食店等に対する措置が採られたが、その効果を検証するとともに、特定の業種・区域に偏ることなく公平性を保った支援策を講じること。

## 2 まん延防止等重点措置適用地域に限定した医療等に関する支援策の全国一律実施への拡大

まん延防止等重点措置等の区域を対象としたオンライン診療の報酬引き上げや救急搬送受入支援については、重点措置の適用等にかかわらず全国一律で実施すること。

## 3 出口戦略の提示

新たな経口薬の承認やワクチン接種の進展、海外における対策の効果を踏まえ、オミクロン株だけでなく新たな変異株の出現も想定した、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた出口戦略について、早急に検討を進め速やかに提示し、平時へ移行するプロセスを国民に丁寧に説明すること。

また、ワクチンと検査を活用した行動制限緩和について、地方自治体や関係団体等の意見を聞くとともに、専門家の知見を踏まえ、その具体的な内容を早急に示し、国民に丁寧に説明を行うこと。

## 4 ワクチン接種の更なる推進

### (1) 段階を踏まえた早期の情報提供と適切なワクチン配分

3月25日付けの厚生労働大臣通知により、12歳以上17歳以下の者への新型コロナウイルスワクチンの追加接種が、同日から開始されることとなったが、使用可能なワクチンはファイザー社製のみとされたにも関わらず、3月11日の事務連絡では、ファイザー社製ワクチンの追加配分は行わないとの方針が示されている。

一方、市町村や医療機関では、3月11日より前に配分が示されたファイザー社製ワクチンは、既に接種計画が確定し、計画の変更は非常に困難な状況にあることから、ファイザー社製ワクチンが大幅に不足する事態も懸念される。

12歳以上17歳以下のワクチン接種のため、ファイザー社製ワクチンの追加配分を速やかに行うとともに、実施主体である市町村において、計画的にワクチン接種を進められるよう、4月以降のワクチンの配分計画を早期に示すこと。

### (2) 4回目接種に向けた取組の早期検討

4回目接種を行う場合において、実施主体である市町村が十分な準備期間が確保できるよう、接種対象をはじめ、接種間隔、開始時期、ワクチン配分計画などについて、厚生科学審議会での議論を踏まえ、国の方針を早期に決定し、提示すること。

また、重症化リスクの高い高齢者への接種をはじめ、介護・治療に支障がでることがないように高齢者施設等職員、医療従事者等への接種がスムーズに行えるよう、接種開始に先立ち、十分な量のワクチンを配分するとともに、ワクチンの配分計画スケジュールを速やかに示すこと。

加えて、4回目においても職域接種を行う場合には、大規模集団接種をはじめ、様々な接種機会が用意されていることから、「配送前の精緻な接種計画と、配送済みワクチンについて全てその場で活用しきることを前提とする方針を改めて転換し、職域接種も加え、都道府県内でのワクチン残余分の効率的な運用・活用を認めること。

## 5 感染症法上の取扱いの見直し

感染症法上の取扱いについては、変異を繰り返す新型コロナウイルスの特性及び経口薬をはじめとした治療薬の開発・普及の状況も踏まえ、柔軟に対応できるよう早急に検討を進めること。

## 6 高齢者の入院・療養体制の見直し

感染した「65歳以上の者」については、基礎疾患が悪化し重症化するリスクが高いことを勘案し、厚生労働省令（感染症法施行規則第23条の6第1号）において、原則、入院措置の対象とされている。

一方で、3月23日の厚生労働省アドバイザリーボードにおいて、入院による生活環境の変化で健康状態がかえって悪化すること等が指摘されるなど、現状では、個人の体調に応じ、柔軟に療養スタイルが選択できることが求められている。

このようなことから、医療・介護の関係者の意見も聞きながら、高齢者の入院・療養のあり方及びその支援についての具体的な議論を進めること。

## 7 更なる財源の確保

オミクロン株による感染の高止まりとその影響の長期化に対応できるよう、令和3年度補正予算で措置された地方創生臨時交付金地方単独事業分の配分残額について、早急に配分すること。

また、まん延防止等重点措置の長期化により時短要請に伴う協力金や医療提供体制の整備費用が多額に上っているほか、地域経済の回復に向けた都道府県独自の取組などを実施していくための財源が不足していることから、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、地方単独事業分の増額など更なる財源措置を早急に講ずること。

## 8 人権を守る対策の徹底

感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカー並びにその家族、更にはワクチン未接種者、他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

令和4年4月18日

### 関西広域連合

広域連合長	仁坂 吉伸 (和歌山県知事)
副広域連合長	西脇 隆俊 (京都府知事)
委員	三日月大造 (滋賀県知事)
委員	吉村 洋文 (大阪府知事)
委員	齋藤 元彦 (兵庫県知事)
委員	荒井 正吾 (奈良県知事)
委員	平井 伸治 (鳥取県知事)
委員	飯泉 嘉門 (徳島県知事)
委員	門川 大作 (京都市長)
委員	松井 一郎 (大阪市長)
委員	永藤 英機 (堺市長)
委員	久元 喜造 (神戸市長)

# 関西 GW感染対策徹底宣言

令和4年4月28日

新規陽性者数は若い方々を中心に高止まりの傾向にあり、家庭内での感染が増えています。特にゴールデンウィークは、帰省や旅行に伴う移動が増加し、普段会わない人との会食など、人と人との接触機会が増えることから、感染の再拡大が懸念されます。感染の再拡大を防ぐため、積極的なワクチン接種や、一人ひとりの基本的な感染対策の徹底をお願いします。

## ワクチンの積極的な接種

- 積極的な追加接種とともに、1・2回目の未接種者も接種をご検討ください。
- ワクチンは重症化と発症のリスクを下げますので、特に接種率が低い若い方々は、積極的な接種をお願いします。

## リスクの高い行動の回避

- 発熱等の症状がある場合や体調に不安がある場合には、帰省・旅行、イベント・行事への参加等は控えてください。
- 混雑している場所や時間を極力避けて、少人数で行動してください。
- 会食は、認証店の利用、会食時はマスク着用の徹底をお願いします。
- 帰省先や旅行先では、人混みや大声での会話など感染リスクが高い行動を避けてください。とりわけ、祖父母等高齢者と会う場合には、事前に検査を行うなど感染対策を徹底してください。

## 基本的な感染対策の徹底

- 3密の回避、正しいマスクの着用（不織布マスクを奨励）、手洗いや手指消毒、換気など、日常生活での、基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- 家庭内での手洗い、消毒、換気、特に高齢者や子どもの感染対策の徹底をお願いします。
- 発熱、咳、のどの痛みなど少しでも体調が悪い場合は、家族を含めて外出を控え、医療機関に電話のうえ受診してください。
- 高齢者施設等では、日々の体調管理、ワクチン追加接種の速やかな実施、介護現場における感染対策の徹底をお願いします。

